

[虐待防止対策室：関連資料]



# 平成25年度 児童虐待防止対策について

(平成25年度予算案・平成24年度補正予算案ベース)

## 平成25年度予算案

968億円

### (主な内容)

- 児童虐待・DV対策等総合支援事業 36億円  
児童相談所等の体制強化、一時保護所の体制強化、未成年後見人制度の普及など。加えて従来安心子ども基金で行ってきた児童虐待防止対策関係事業を当初予算に計上して実施
- 児童入所施設措置費 908億円  
家庭的養護の推進、被虐待児童などへの支援の充実、要保護児童の自立支援の充実 など
- 次世代育成支援対策施設整備交付金 23億円  
児童養護施設等の小規模化・地域分散化、児童相談所一時保護所の環境改善等
- その他 1億円  
オレインジリボン・キャンペーンなどの啓発活動の促進など

## 安心子ども基金の積み増し・延長(平成24年度補正予算案)

積み増し額:557億円の内数

### (主な内容)

- 従前子育て支援交付金において行ってきた乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業等について、子ども・子育て支援新制度の下での円滑なスタートを目指し、安心子ども基金に移行して拡充

# 1. 発生予防対策の推進

## (1) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進

【安心こども基金】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」の着実な実施を図る。

## (2) 養育支援訪問事業の推進

【安心こども基金】

養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う「養育支援訪問事業」の着実な実施を図る。

## (3) 地域子育て支援拠点事業の機能強化

【安心こども基金】

子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択を行うことができるよう情報の集約・提供などの「利用者支援」を行うとともに、世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働など「地域との協力体制」を強化した「地域機能強化型」を創設する。

## (4) 一時預かり事業の機能強化

【安心こども基金】

子育て家庭の切実なニーズに対応し、休日などの開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設する。

## (5) 子育て短期支援事業の推進

【安心こども基金】

育児不安や育児疲れなどの場合に、児童養護施設等において児童を一時的に養育・保護するショートステイ及びトワイライトステイを推進する。

## (6) オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動の促進

【児童虐待防止対策費(本省費)】

子どもへの虐待防止に向け、児童虐待防止推進月間(11月)におけるオレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動を促進する。

## 2. 早期発見・早期対応体制の充実

### (1) 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の機能強化

【安心こども基金】

「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)の機能強化を図るため、コーデイネーターの専門性強化に向けた研修などの取組を支援するとともに、ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組を支援する。

### (2) 児童相談所等の機能強化

#### ○ 児童相談所等の体制強化 (一部新規)

【児童虐待・DV対策等総合支援事業(25'予算案)】

児童相談所などの専門性の確保・向上を図り、相談機能を強化するとともに、未成年後見人制度の普及促進などを図る。

さらに、従来安心こども基金において行ってきた児童の安全確認等のための体制強化事業などを、平成25年度から当初予算に計上して実施する。

(※児童相談所等の環境改善(備品等の整備)、自治体の創意工夫に満ちた取組などについては引き続き安心こども基金において実施)

#### ○ 一時保護所の体制強化

【児童虐待・DV対策等総合支援事業(25'予算案)】

一時保護所における学習指導の強化やトラブルへの対応等ため、教員・警察官OB等の配置を推進する。

#### ○ 一時保護所の環境改善

【次世代育成支援対策施設整備交付金(25'予算案)】

一時保護所における居室等の環境改善や定員不足解消のための施設整備を推進する。

#### ○ 一時保護の充実

【児童入所施設措置費(25'予算案)】

一時保護の充実を図るため、里親等へ一時保護委託した場合の委託費を改善し、これまでの一般生活費相当分に加え、里親手当相当分の委託費(日額2,360円)を支給する。

### (3) 子ども心の診療ネットワーク事業の実施

【母子保健医療対策等総合支援事業(25'予算案)】

様々な子ども心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図る。

### (4) 児童家庭支援センター運営等事業の推進

【児童虐待・DV対策等総合支援事業(25'予算案)】

在宅の子どもや保護者の虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの設置を推進する。

### (5) 児童虐待防止医療ネットワークの推進

【児童虐待・DV対策等総合支援事業(25'予算案)】

地域の医療機関が連携して虐待の早期発見・介入等の対応を行う虐待防止体制の整備を図るため、都道府県の中核的な小児救急病院等に虐待専門コーデイネーターを配置し、地域の医療機関への研修、助言等を行う。

### 3. 自立に向けた保護・支援対策の充実（社会的養護の充実など）

#### （1）家族再統合に向けた取組の強化

【児童虐待・DV対策等総合支援事業（25'予算案）】

児童相談所において、親子での宿泊方式の訓練の実施や親族も含めた援助方針会議の実施など家族再統合への取組を進めるとともに、地域において保護者指導などの家族支援を担う民間団体の育成を図る。

#### （2）社会的養護の充実

##### ○ 家庭的養護の推進

【次世代育成支援対策施設整備交付金（25'予算案）】  
【児童入所施設措置費（25'予算案）】

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、地域社会の中でより家庭的な環境で養育・保護することができよう、里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、既存の建物の賃借料の助成（月額10万円）や施設整備費により小規模グループケア、グループホーム等の実施を支援する。

##### ○ 被虐待児童などへの支援の充実（一部新規）

【児童入所施設措置費（25'予算案）】  
【児童虐待・DV対策等総合支援事業（25'予算案）】

児童家庭支援センターなどにより、在宅の子どもや保護者の虐待などに関する相談・支援を行う。

また、児童養護施設の心理療法担当職員の配置の推進、母子生活支援施設の特別生活指導費加算の充実を図るとともに、これまで安心こども基金において行ってきた職員の資

質向上のための研修事業を、平成25年度から当初予算に計上して実施する。

##### ○ 要保護児童の自立支援の充実（一部新規）

【児童入所施設措置費（25'予算案）】  
【児童虐待・DV対策等総合支援事業（25'予算案）】

現在、児童養護施設などに入所している高校生に支給している自立に役立つ資格取得に必要な経費を、中卒・高校中退などの児童にも支給する。また、これまで安心こども基金において行ってきた退所者等の就業支援事業を、平成25年度から当初予算に計上して実施する。

#### （3）未成年後見人制度の普及促進

【児童虐待・DV対策等総合支援事業（25'予算案）】

未成年後見人制度の普及促進を図るため、未成年後見人に対する報酬や未成年後見人が加入する損害賠償保険に対する補助を行うほか、未成年後見人制度の周知を図るための研修を実施する。

## 安心こども基金における児童虐待防止対策緊急強化事業の整理について

### 内容

平成24年度補正予算案の編成に当たって、これまで安心こども基金で実施してきた児童虐待防止対策緊急強化事業について、当初予算により、継続して安定的に実施していく性格の事業と各年度の補正予算により、基金事業として限定的に実施していく性格の事業の整理を行い、各地方自治体で今後とも継続的に実施されるべき事業について、平成25年度予算案に所要の経費を計上。

- ① 児童の安全確認等のための体制強化 → 当初予算化  
虐待通告のあった児童に係る目視による安全確認等強化のための補助職員の配置
- ② 児童虐待防止対策強化のための広報啓発 → 当初予算化  
児童虐待の通告先等の周知や意識啓発等の広報啓発の実施
- ③ 児童虐待防止対策強化のための資質の向上 → 当初予算化  
児童相談所や市町村職員等の資質の向上や児童の安全確認等の実践力向上のための研修等の実施
- ④ 児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善 → 基金事業として存続  
備品の整備、児童の指導記録作成・管理のためのシステム環境の構築
- ⑤ 児童虐待防止緊急対応強化の取組 → 基金事業として存続  
児童虐待防止対策の創意工夫に満ちた取組の実施

# 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）

## 課題と提言

### 地方公共団体への提言

#### 1 虐待の発生及び深刻化予防

- 望まない妊娠について相談できる体制の充実及び周知、経済的支援制度、里親・養子縁組制度等の周知、各機関の連携の強化
  - 妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の充実
  - 児童虐待や母子保健、精神保健など幅広い知識・技術を基に養育支援を必要とする家庭を把握し、必要に応じ、児童福祉担当部署等の関係部署につなぎ、連携して支援する体制整備
  - 乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応
  - 近い将来に親になりうる10～20代の若年者などに向けた虐待予防のための広報・啓発
- #### 2 虐待対応機関の体制の充実
- 児童相談所と市町村における体制整備
  - 児童相談所と市町村における専門性の確保
  - 民法・児童福祉法の改正等により拡充されてきた制度の適正かつ有効な活用

#### 3 虐待の早期発見と早期対応

- 通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実
- 通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の確実な実施

#### 4 地域での連携した支援

- 地域の実情に合わせた市町村と児童相談所との役割分担と連携・協働の強化
- 要保護児童対策地域協議会の活用のための調整機関の機能強化
- 養育支援が必要な家庭が転居した場合の確実な連絡と引き継ぎ
- 要保護児童と養育支援が必要な家庭についての市町村や児童相談所と医療機関との積極的な連携・協働
- 地方公共団体が行う転居事例等の検証における地方公共団体間の協力

### 国への提言

#### 1 虐待の発生及び深刻化予防

- 望まない妊娠について相談できる体制の充実と関係機関との連携の強化の促進
- 妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭に関し、効果的な支援についての知見の収集及び普及並びに医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の促進
- 近い将来に親になりうる10代～20代の若年者などに向けた虐待予防のための広報・啓発

#### 2 虐待対応窓口の体制整備の充実

- 児童相談所と市町村（児童福祉担当部署及び母子保健担当部署）の体制整備と専門性の確保
- 民法・児童福祉法の改正等により拡充されてきた制度の適正かつ有効な活用

#### 3 虐待の早期発見と早期対応

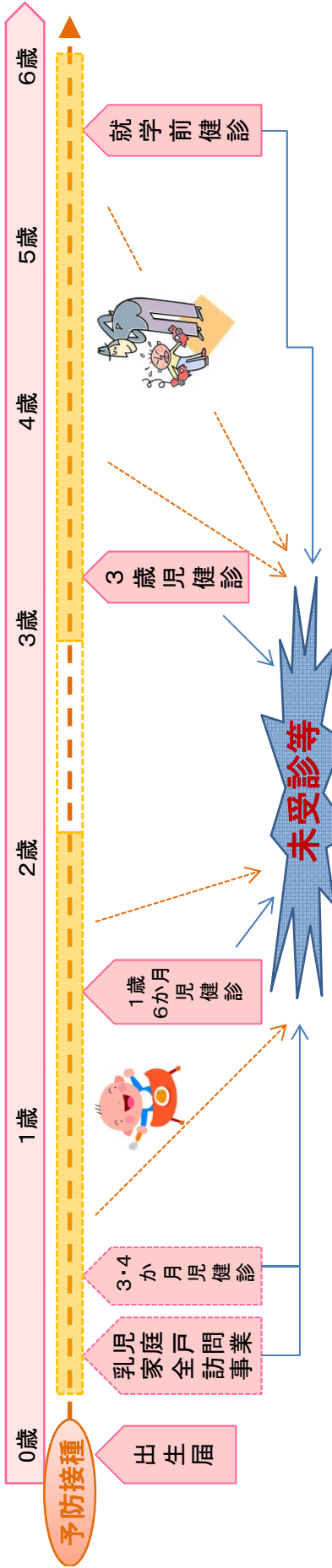
- 通告義務・通告先等についての広報・啓発
- 通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の確実な実施

#### 4 地域での連携した支援

- 地域の実情にあわせた市町村と児童相談所との適切な役割分担と連携・協働の促進
- 要保護児童対策地域協議会の活用の促進
- 養育支援が必要な家庭が転居した場合の確実な連絡と引き継ぎの周知
- 要保護児童と養育支援が必要な家庭についての市町村や児童相談所と医療機関との連携・協働
- 地方公共団体が行う検証における関係機関間の協力の促進



# 保健・福祉サービス(乳幼児健診、予防接種等)を受けていない乳幼児の家庭への対応



**母子保健部門**

- 家庭訪問や電話、文書等により受診勧奨
- 同時に未受診等の理由、背景等を調査

**虐待対応部門**

- 支援について検討が必要な家庭
  - 行政の関与に拒否的な家庭
  - 勧奨に合理的な理由なく応じない家庭
  - 未受診の理由や背景等が把握できない家庭等
- 支援について検討が必要な家庭
  - 保健・福祉サービス等の提供状況、関係機関の関与状況等の調査
  - 要保護児童対策地域協議会で情報を共有
- 居住実態が把握できない家庭
  - 家庭の実態把握
  - ◆住民基本台帳や戸籍の記載事項、生活保護、児童手当・児童扶養手当等の受給状況等の詳細な調査
  - ◆児童相談所の関与の確認

情報提供 対応協議

居住実態が把握できない家庭

実施率・受診率

乳児家庭全戸訪問事業	92.3%
1歳6か月児健診	94.0%
3歳児健診	91.3%

1,613/1,747か所 (H23年)  
1,023,388/1,088,863人 (H22年度)  
1,008,317/1,104,567人 (H22年度)

**児童相談所**

通告相談

実態が把握できない場合や虐待が疑われる場合など、児童相談所の対応が必要な場合

- 出頭要求、臨検・捜索を活用した児童の安全確認・安全確保
- 他の児童相談所の関与の確認

行方不明届の提出について相談

所在不明の場合

警察

雇児総発 1130 第 1 号  
 雇児母発 1130 第 1 号  
 平成 24 年 11 月 30 日

各  
 都 道 府 県  
 指 定 都 市  
 中 核 市  
 保 健 所 設 置 市  
 特 別 区  
 児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

母子保健課長

#### 養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について

児童虐待防止対策の推進については、平素よりご尽力を頂き、感謝申し上げます。

さて、これまでも、養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援については、要保護児童対策地域協議会を活用するなどして御尽力いただいていたところである。

しかしながら、依然として児童虐待による死亡事例が発生しており、その中には虐待が疑われる段階に至る前から関係機関が情報を共有し、連携協力して支援を実施していれば、死亡に至らなかった可能性がある事例も存在していると考えられる。

このような状況を背景として、先般「『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）』を踏まえた対応について」（平成24年7月26日付け雇児総発0726第1号、雇児母発0726第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）において、虐待の発生及び深刻化を予防するため、要支援児童や特定妊婦の家庭など、養育支援を特に必要とする家庭への早期からの支援が必要であり、要保護児童対策地域協議会を活用した継続的な支援を行うこと、また、特に乳幼児健康診査等を受けていない家庭等に対応することが重要である旨を示したところである。

今般、市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署、要保護児童対策地域協議会の調整機関等における養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援に関して、具体的に留意すべき事項について整理したので下記のとおり通知する。

貴職におかれてはこの内容を御了知いただくとともに、管下の児童相談所及び保健所並びに管内市区町村に周知を図り、対応に遺漏のないよう努められたい。

なお、本通知については、警察庁生活安全局、総務省自治行政局並びに法務省刑事局及び入国管理局と協議済みであることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基

づく技術的助言である。

## 記

### 1 趣旨

児童虐待の発生予防のためには、要保護児童(\*)の家庭のみならず、養育支援を特に必要とする家庭（要支援児童(\*)又は特定妊婦(\*)のいる家庭をいう。以下同じ。）についても、要保護児童対策地域協議会を活用し、継続的に状況の把握・分析や支援を行う必要がある。このため、要支援児童及び特定妊婦の把握及び支援の留意点について示すものである。

特に、乳幼児健康診査等の保健・福祉サービスを受けていないことについては、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第8次報告）において、死亡事例等を防ぐためにリスクとして留意すべきポイント（以下「留意すべきポイント」という。）として示されている（P69参照）ほか、乳幼児健康診査等の未受診等の家庭への対応について提言されている。このため、乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスの未受診等の情報を基に養育支援を特に必要とする家庭を把握する方法を示すものである。

なお、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成23年7月27日付雇児総発0727第4号、雇児母発0727第3号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）により示している妊娠期からの養育支援を特に必要とする家庭の把握と継続的な支援のための連携体制の整備についても引き続き推進されたい。

#### (\*) 要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の定義

（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項及び第8項）

- ・要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
- ・要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く。）
- ・特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

### 2 要支援児童の把握及び情報収集

乳幼児等を対象とする保健・福祉サービス（乳幼児健康診査、予防接種、乳児家庭全戸訪問事業など）は、児童の健康状態や母親等の育児の悩み等について確認し、必要な支援につなげる貴重な機会であって、児童が健やかに成長するために欠かせないものである。また、これらを受けていない家庭では、受けている家庭よりも虐待発生のリスクが高いものと考えられる。

このため、市区町村は、これらの未受診等の家庭（兄弟姉妹を含む。）の状況を把握し、勧奨により適切な受診等に結びつけるとともに、これらの保健・福祉サービスの提供を通じて、その後の支援について検討するために必要な情報を得ることが必要である。

その上で、支援に関して検討を要する家庭については、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報を共有し、支援の必要性や支援方針を協議する必要がある。

特に、家庭訪問等による勧奨にもかかわらず、合理的な理由なくこれらを受けない家庭や、必要な調査を行っても居住実態が把握できない家庭は、虐待発生のリスクが高い家庭として位置づけ、必要に応じ、児童相談所と対応や支援について相談・情報共有を行うなど児童相談所と連携して対応する必要がある。

このため、次のことに留意して対応されたい。

(1) 乳幼児健康診査未受診等の家庭の把握及び情報の整理

ア 乳幼児健康診査、予防接種、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けていない乳幼児の家庭に対して、それらの実施機関において電話、文書、家庭訪問等により勧奨し、受診等に結びつけるよう努める。

その際、各保健・福祉サービスの実施機関は、未受診等の理由、背景等を調べ、これらの情報から、今後の支援や見守りについて検討が必要と考えられる家庭については、市区町村の児童虐待担当部門（以下「児童虐待担当」という。）に情報提供を行い、対応を協議する。

イ 支援について検討が必要な家庭としては、行政の関与に拒否的な家庭、勧奨に合理的な理由なく応じない家庭、未受診の理由や背景等が把握できない家庭、勧奨に応じるものの虐待発生のリスクが高いと考えられる家庭（「留意すべきポイント」参照）などが想定される。保健・福祉サービスの実施機関において判断に迷う事例についても、児童虐待担当に情報提供を行う。

ウ 児童虐待担当においては、これらの家庭を支援につなげるため、当該児童に関する他の保健・福祉サービス等の提供状況、関係機関の関与の状況等の当該児童や家庭に関する情報を整理し、要保護児童対策地域協議会において関係機関でこれらの情報を共有する。

(2) 居住実態が把握できない家庭の確認

ア (1)の対応において居住実態が把握できない家庭については、児童虐待担当は、その所在を把握するため、児童相談所の関与について確認するとともに、住民基本台帳や戸籍の記載事項、生活保護、児童手当、児童扶養手当等の受給状況などについての関係機関への調査や、住民基本台帳、戸籍等から判明した親族、近隣住民等への調査などにより情報収集を行い、当該家庭の実態の把握に努める。

イ 市区町村は、アの情報収集を行っても実態が把握できない場合や、情報収集の結果、虐待が疑われる場合など、虐待のおそれがあり、児童相談所の対応が必要と考えられる場合には、児童相談所に対応を求める。

ウ 児童相談所は、出頭要求や臨検・捜索等の活用を含め、児童の安全確認・安全確保のための対応を行うとともに、必要に応じ、他の児童相談所と連携を図るなどして所在の確認に努める。

また、情報収集や児童相談所の対応の状況から必要があると認められる場合には、児童相談所から所在不明の児童の行方不明者届を提出することについて警察に相談する。

(3) 転出の情報等を把握した場合の対応

ア (2)アの情報収集の過程で、当該家庭が他の市区町村へ転出した旨の情報を得た場合には、転出先と考えられる市区町村に連絡し、当該家庭の居住実態の確認を依頼する。

依頼を受けた市区町村の児童虐待担当では、管轄の児童相談所の関与について確認するとともに、(2)アと同様の情報収集を行い、当該家庭の居住状況や児童の所在について確認し、その結果を依頼のあった市区町村の児童虐待担当に連絡する。

転出先と考えられた市区町村で居住実態が確認できなかった場合には、引き続き、依頼元の市区町村において実態把握に努める。

イ また、市区町村は、対象家庭に外国籍の者がいる場合や、対象家庭が外国に出国した旨の情報を得た場合は、必要に応じて、児童福祉法第 25 条の 3 の規定に基づき、照会目的及び根拠法令を明らかにした上で、要保護児童対策地域協議会から東京入国管理局へ当該家庭の出入（帰）国記録等の照会に係る協力を求めることができる。具体的な手続方法については、別添「出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項」（平成 24 年 6 月法務省入国管理局）等を参照されたい。

なお、出国が確認できた場合でも、里帰り出産などのために一時的に外国に出国していると思われる場合には、帰国後の支援のため引き続き当該家庭の情報を管理する必要があることに留意する。

(4) 住民基本台帳に記録がない等により把握していなかった児童を発見した場合の対応

ア 市区町村は、当該市区町村の住民基本台帳に記録がない等により把握していなかった児童を発見した場合には、保護者に対し、転居歴、転入の届出をしていない理由などを確認した上で、転出前の市区町村に連絡し、当該児童の成育歴、保健・福祉サービス等の提供履歴の情報など当該家庭の支援に当たって必要となる情報の提供を受ける。その上で、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報共有するなどし、支援の必要性や支援の方針・内容を検討する。届出を行わないまま転出入を繰り返す家庭では、虐待発生リスクが高いと考えられることに特に留意する必要がある。

イ なお、当該市区町村に居住実態がある場合には、住民基本台帳担当部門と連携して適切に転入の届出を行うよう勧奨し、配偶者からの暴力等により、加害者に居住場所を知られることを危惧して届出を躊躇している場合には、暴力被害者等の保護のための住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写し等の交付の制限措置が講じられる可能性もあることから、住民基本台帳担当部門に相談する。

ウ また、転出前の市区町村で当該家庭に係る(3)の確認作業を行っていた場合には、転出先の市区町村からの連絡を受けてこれを終結させるとともに、転出先の市区町村への情報提供に積極的に協力する。

### 3 特定妊婦の把握及び情報収集

児童虐待を予防するためには、市区町村が中心となり、妊娠期から、出産後の養育支援が必要な妊婦を把握し、要保護児童対策地域協議会において特定妊婦として支援対象に位置づけ、出産後の支援の体制を整えておく必要がある。

具体的には、望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患、支援者の不在などの妊婦に関する情報が重要であり、これらの情報を妊娠の届出から得た情報、医療機関から提供された情報、妊婦から妊娠・出産や出産後の子育ての相談を受けた関係機関の情報などから把握する。

これらの妊婦について、家庭訪問等により情報収集を行った上で、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報を共有する。

なお、医療機関との情報共有については、「児童虐待の防止等のための医療機関との

連携強化に関する留意事項について」(平成24年11月30日付け雇児総発1130第2号、雇児母発1130第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)を参照されたい。

#### 4 養育支援を特に必要とする家庭に対する支援

上記2及び3により把握した家庭については、要保護児童対策地域協議会において養育支援の必要性や支援の内容を検討する。具体的な支援に当たっては、次のことに留意されたい。

##### (1) 要支援児童の家庭に対する支援

要支援児童の家庭への支援としては、市区町村が中心となり、保護者の子育ての負担を軽減するため、定期・不定期の来訪による相談支援等を行うほか、必要に応じ、新生児訪問、養育支援訪問事業を始め、保育所、子育て短期支援事業(ショートステイ)、一時預かり事業などの地域の子育て支援の事業を活用して支援を行う。

児童虐待担当においては、児童虐待の予防の観点から、これらの事業等を活用することを要保護児童対策地域協議会において検討されたい。

また、要保護児童対策地域協議会の調整機関は、要支援児童の家庭に対する支援の状況、行政サービスの提供状況等の情報について一元的、継続的に把握・記録し、要保護児童対策地域協議会における支援に活用する。

##### (2) 特定妊婦の家庭に対する支援

特定妊婦の家庭への支援としては、市区町村が中心となり、必要に応じ、妊婦訪問指導や養育支援訪問事業などにより、配偶者・パートナーやその他の家族も含め、出産後の準備、養育方法の指導等を行う。

また、出産後の支援の方針・内容、関係機関の役割分担等について出産前から関係機関で協議し、速やかに支援を開始できるように準備しておく。

さらに、必要に応じ、児童相談所と連携して乳児院への入所、里親委託、養子縁組等の社会的養護関連の制度についても妊婦等に情報提供し、関係機関と必要な対応を検討する。

##### (3) 支援中の家庭が転居した場合の対応

支援中の家庭が転居した場合には、当該家庭が引き続き支援を受けられるよう、支援をしていた市区町村は、転居先の市区町村に連絡し、支援に必要な情報を提供するなど引継ぎを行う。

転居先の市区町村では、提供を受けた情報を要保護児童対策地域協議会において関係機関で共有し、支援の必要性や支援の方針・内容を検討する。

また、転居先が不明な場合には、2(2)の対応をとる。

##### (4) 児童相談所による対応

児童相談所は、要保護児童対策地域協議会を通じて要支援ケースを把握するだけでなく、児童相談所による専門的な対応が必要と考えられる場合や、関係機関から児童相談所の対応を求められた場合などには、児童相談所として積極的に対応する。

#### 5 自治体間の情報交換・共有と守秘義務及び個人情報保護との関係

転居事例の家庭状況やこれまでの支援の経緯を把握するためには、転居前後の自治体が連携して対応することが不可欠であるが、自治体間で個別事例に関する情報交換・共有を行うことが、守秘義務や個人情報保護に関する規定に抵触する可能性があるとの懸念により、自治体間の連携に積極的でない自治体があるとの指摘もある。児童虐待の防止等のために必要かつ相当な範囲で行う自治体間の情報共有については、以下のとおり基本的に守秘義務や個人情報保護に係る規定違反とはならないため、改めてこれに留意し、自治体間で積極的かつ適切な情報交換・共有に取り組まれない。

(1) 自治体職員の守秘義務に係る規定

自治体の職員については、地方公務員法第 34 条において守秘義務が規定されており、職務上知り得た秘密を漏らした場合には刑事罰の対象となるが、法令に基づく行為など正当な行為である場合には守秘義務違反の罪は成立しない（参考：刑法第 35 条）。

この点、児童虐待の防止等のための自治体間の連携に関しては、児童虐待防止法第 4 条第 1 項において「関係機関及び民間団体の間の連携の強化」が明記されているほか、転居事例の際などに自治体間で情報交換・共有ができることを明確にするため、同法第 13 条の 3 においては、地方公共団体の機関は他の市町村の長等からの求めに応じ、児童虐待の防止等に係る児童、保護者その他の関係者に関する資料又は情報を提供できることが規定されており（参考：児童相談所運営指針第 3 章第 1 節 4 (9)）、このような児童虐待の防止等のための自治体間の情報提供は、法令に基づく行為であり、必要かつ社会通念上相当と認められる範囲で行われる限り正当な行為に当たることから守秘義務違反とはならない。

(2) 自治体職員に関する個人情報保護に係る規定

各自治体において定められている個人情報保護条例においては、個人情報の目的外の使用及び第三者提供が禁止されているが、これらの除外規定として、法令に定めがあるとき等が定められていることが一般的である。自治体間の児童虐待の防止等に係る情報提供が、各自治体において目的外の第三者提供に当たると解される場合であっても、児童虐待防止法第 13 条の 3 に基づく行為であるため、法令に定めがあるときに該当し、このような除外規定がある場合には条例違反とはならない。

別添（略）

雇児総発 1130 第 2 号  
 雇児母発 1130 第 2 号  
 平成 24 年 11 月 30 日

各  
 都 道 府 県  
 指 定 都 市  
 中 核 市  
 保 健 所 設 置 市  
 特 別 区  
 児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

母子保健課長

### 児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について

児童虐待防止対策の推進については、平素より御尽力を頂き、感謝申し上げます。

さて、医療機関等との連携体制の整備については、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成 23 年 7 月 27 日付け雇児総発 0727 第 4 号、雇児母発 0727 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）等によりお願いしてきたが、先般、「『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 8 次報告）』を踏まえた対応について」（平成 24 年 7 月 26 日付け雇児総発 0726 第 1 号、雇児母発 0726 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知。以下「平成 24 年 7 月通知」という。）において、児童相談所及び市区町村と医療機関との積極的な連携及び情報共有の必要性を示したところである。

これを踏まえ、児童相談所及び市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署、要保護児童対策地域協議会の調整機関における医療機関との連携について留意すべき事項を整理したので下記のとおり通知する。

貴職におかれてはこの内容を御了知いただくとともに、管下の児童相談所及び保健所並びに管内の市区町村及び医療機関等の関係機関に周知を図り、対応に遺漏のないよう努められたい。

なお、本通知については、医政局及び健康局並びに消費者庁、総務省自治行政局及び法務省刑事局と協議済みであることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。



## 1 趣旨

医療機関は、妊産婦や児童、養育者の心身の問題に対応することにより、要保護児童や養育支援を特に必要とする家庭（要支援児童(\*)又は特定妊婦(\*)のいる家庭をいう。以下同じ。）を把握しやすい立場にある。児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のためには、児童相談所及び市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署等が、医療機関（小児科をはじめ、産科や精神科、歯科等の妊婦や児童、養育者が受診する医療機関）と積極的に連携することが重要である。

具体的には、児童相談所及び市区町村は、医療機関の情報から要保護児童(\*)の家庭や養育支援を特に必要とする家庭を発見し、早期からの支援に繋げるとともに、関係機関と支援に必要な情報を共有し、児童の適切な養育環境の確保や養育者の育児負担の軽減のために必要な支援について協議し、適切な役割分担のもとで協働して家庭を支援することが必要である。そのため、児童相談所及び市区町村が医療機関との連携・情報共有体制を構築するに当たって留意すべき事項について示すものである。

(\*) 要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の定義

（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項及び第8項）

- ・要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
- ・要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く。）
- ・特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

## 2 児童相談所及び市区町村と医療機関との積極的な連携及び情報共有の推進

ア 児童相談所及び市区町村と医療機関との積極的な連携及び情報共有の必要性を踏まえ、平成24年7月通知では、以下の必要性を示したところである。

- ① 医療機関と連携するに当たっては、医療機関が、虐待事案に限らず養育支援が必要な家庭について幅広く相談できるよう、日頃からの連携体制や関係を構築する必要がある。
- ② 医療機関から一方的に情報提供を受けるだけでなく、必要な情報を共有し、適切な役割分担のもとで協働することが必要である。
- ③ 必ずしも全ての医療機関で虐待を疑う事例を数多く経験したり、院内の虐待対応の体制が整備されているわけではないため、都道府県及び市区町村が、地域の医療機関が虐待対応の体制を整え、児童相談所や市区町村と連携体制を構築できるように医療機関を支援することも必要である。

イ そのため、都道府県及び市区町村は、適切な役割分担の下、平成24年7月通知で示した以下の取組を推進されたい。

- ① 医療機関における虐待対応の向上が図られるよう、必要に応じ、保健所や関係部署等と連携の上、地域の医療機関に対し、児童虐待が疑われる場合の対応や要保護児童対策地域協議会の役割、医療機関の参画の意義、特定妊婦への支援の必要性、養育支援訪問事業等の子育て支援等について、情報提供や研修会の開催などにより周知し、理解が進むよう努めること。
- ② 要保護児童対策地域協議会等において、通告児童のみならず、医療機関において

気にかかる児童についても相談を受けたり、対応が困難な事例に関する検討会を開催するなど、日頃からの情報交換や情報共有を行うこと。

なお、養育支援を特に必要とする家庭の把握については、小児科のみならず、産科や精神科、歯科等からの情報も有効であることから、これらの医療機関に対しても協力を求めること。

- ③ 「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」でお願いしている妊娠期からの養育支援を特に必要とする家庭の把握と継続的な支援のための連携体制の整備についても引き続き推進すること。

### 3 医療機関からの情報提供及び情報提供のあった事例への支援に係る留意点

ア これまでも、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」などにおいて示しているとおおり、児童相談所又は市区町村は、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のため、医療機関から、養育支援を特に必要とする家庭の情報があった場合には、児童の状況の把握を行った上で、要保護児童対策地域協議会を活用するなどして医療機関を含む関係機関と必要な情報を交換・共有し、児童の適切な養育環境の確保や保護者の育児負担の軽減のために必要な支援の方針を協働して検討し、適切な役割分担の下で支援を行うこと。

イ 上記の支援につなぐため、児童相談所及び市区町村は、適切な役割分担の下、要保護児童対策地域協議会を活用するなどして、明らかな虐待事案のほか、虐待の可能性が懸念される家庭など虐待の発生予防のために養育支援が特に必要と考えられる家庭について医療機関に情報提供を求めること。また、円滑な対応が図られるよう、関係機関の間で医療機関から情報提供を受けた際の対応について、事前に医療機関等も含め協議し、共通認識を持つこと。

ウ 医療機関から情報提供があったときには、児童相談所や市区町村は一方的に情報提供を受けるだけでなく、要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用するなどして医療機関での児童や保護者への対応に必要な情報を提供し、共有することに留意すること。具体的には、児童相談所又は市区町村の関与のある事例の場合は、過去の経緯や対応において留意すべき点など医療機関での児童や保護者への対応に必要な情報を医療機関に提供すること。他方、関与がない事例の場合であっても、児童相談所又は市区町村が今後の対応について検討するために必要な情報を医療機関から得るほか、医療機関の対応に必要な情報があれば、医療機関に提供すること。

### 4 医療機関から児童相談所又は市区町村への情報提供に係る守秘義務、個人情報保護等との関係

医療機関は、医師等の医療従事者の守秘義務や個人情報保護との関係から、児童相談所又は市区町村への情報提供について消極的になる場合がある。このような情報提供に当たっては、可能な限り患者の同意を得ることが基本であるが、同意がない場合でも、児童虐待の防止や対応のために必要かつ相当な範囲で行うことは基本的に法令違反

とはならない。この場合の関係法令等の整理は次のとおりであるので、あわせて医療機関に周知されたい。

(1) 医療機関に係る守秘義務及び個人情報保護に係る規定

ア 守秘義務

医師等の医療従事者については、刑法（明治40年法律第45号）又は関係資格法により守秘義務規定が設けられており、職務上知り得た秘密を漏らした場合には刑事罰の対象とされる。ただし、法令による行為など正当な行為については違法性が阻却され、これらの規定違反は成立しない（同法第35条参照）。

イ 個人情報保護

① 一定規模以上の民間医療機関については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）により個人情報取扱事業者としての義務規定が設けられている。同法では、本人の同意がない場合の個人情報の目的外利用及び第三者提供が禁止されているが、除外規定として、法令に基づく場合、児童の健全な育成の推進のために特に必要である場合等が定められている。

具体的には、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日厚生労働省。以下「ガイドライン」という。）において示されており、個人情報取扱事業者としての義務を負わない一定規模以下の民間医療機関についても、ガイドラインを遵守するよう努めることが求められている。

② 独立行政法人等が運営する医療機関については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）に個人情報保護法と同様の定めがあり、本人の同意がない場合の個人情報の目的外利用及び第三者提供が禁止されているが、除外規定として、法令に基づく場合のほか、地方公共団体が法令の定める事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、利用することについて相当な理由があると当該独立行政法人等が認めるときに当該地方公共団体に提供する場合等が定められている。

③ 地方公共団体が運営する医療機関については、当該地方公共団体の個人情報保護条例によることとなり、それぞれ規定が異なるが、一般的に除外規定として、法令に定めがあるとき等が定められている。

(2) 児童虐待防止に係る情報提供との関係

医療機関が児童虐待の防止や対応のために必要かつ相当な範囲で児童相談所や市区町村に情報提供することについては、次のとおり、正当な行為や除外規定に該当することから、基本的に守秘義務や個人情報保護に係る規定違反とはならない。

ただし、個人情報保護に関しては、独立行政法人等が運営する医療機関については独立行政法人等個人情報保護法に基づく当該独立行政法人等の判断による。また、地方公共団体が運営する医療機関については当該地方公共団体の個人情報保護条例の規定による。

#### ア 要保護児童対策地域協議会を活用できる場合

要保護児童対策地域協議会に参加する関係機関の間での情報交換は、児童福祉法第 25 条の 2 第 2 項の規定に基づく行為であり、必要かつ社会通念上相当と認められる範囲で行われる限り、正当な行為に当たる。よって、要保護児童対策地域協議会に参加する医療機関が児童相談所や市区町村に必要な範囲で情報提供することは、守秘義務や個人情報保護に係る規定違反とはならない。

また、要保護児童対策地域協議会に参加していない医療機関であっても、要保護児童対策地域協議会は、同法第 25 条の 3 の規定に基づき、関係機関等に情報提供等の協力を求めることができる。よって、要保護児童対策地域協議会が医療機関に情報提供を依頼し、医療機関がこれに応じることは、法令に基づく正当な行為に当たり、守秘義務や個人情報保護に係る規定違反とはならない。

#### イ 要保護児童対策地域協議会を活用できない場合

① 要保護児童対策地域協議会に参加していない医療機関が、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）第 6 条に基づく児童虐待に係る通告や児童福祉法第 25 条に基づく要保護児童に係る通告に該当する情報を提供することは、要保護児童対策地域協議会からの協力依頼がない場合であっても、法令に基づく正当な行為に当たり、守秘義務や個人情報保護に係る規定違反とはならない。

② また、児童虐待防止法第 6 条又は児童福祉法第 25 条に基づく通告には該当しないが、児童の安全確保や児童虐待の防止のため、児童相談所や市区町村の調査や養育支援が必要と考えられる要支援児童や特定妊婦について、医療機関が情報提供することは、医療機関には児童虐待防止法第 5 条第 2 項に基づき児童虐待の防止等に関する国及び地方公共団体の施策に協力する努力義務があり、児童福祉法第 10 条又は第 11 条に基づき児童相談所や市区町村が行う児童及び妊産婦の福祉に関する必要な実情把握等に協力するものであることから必要かつ社会通念上相当と認められる範囲で行われる限り、正当な行為に当たり、基本的に守秘義務に係る規定違反とはならない。

他方、個人情報保護に関しては、当該情報提供がなければ適切な措置を講じることができないなどの特別な事情がある場合、一定規模以上の民間医療機関にあっては、個人情報保護法第 23 条第 1 項第 3 号に規定する「児童の健全な育成の推進のために特に必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当し、同法違反とはならない。なお、ガイドラインにおいては、同号の例示として「児童虐待事例についての関係機関との情報交換」が挙げられており、明らかな虐待事案はもとより、要支援児童や特定妊婦の事案についても同様である。

### 5 児童相談所又は市区町村から医療機関への情報提供に係る守秘義務、個人情報保護等との関係

児童相談所又は市区町村が医療機関へ情報提供する場合の守秘義務や個人情報保護と

の関係については、「児童虐待対応の手引き」第1章6でも示しているように、児童虐待の防止や対応のために必要かつ相当な範囲で情報提供をすることは、次のとおり、基本的に法令違反とはならないことから、医療機関との間で積極的かつ適切に情報共有を図られたい。

(1) 児童相談所及び市区町村に係る守秘義務及び個人情報保護に係る規定

児童相談所及び市区町村の職員については、児童福祉法第61条及び地方公務員法第34条において守秘義務が規定されており、職務上知り得た秘密を漏らした場合には刑事罰の対象となるが、法令に基づく行為など正当な行為については違法性が阻却され、これらの規定違反は成立しない（刑法第35条参照）。

また、各地方公共団体において定められている個人情報保護条例においては、一般的に本人の同意がない場合の個人情報の目的外の利用及び第三者提供が禁止されているが、個人情報を取り扱う事務の目的の範囲内である場合には規定違反とはならない。

(2) 児童虐待防止に係る情報提供との関係

児童相談所や市区町村が児童虐待の防止や対応のために必要かつ相当な範囲で医療機関に情報提供することについては、次のとおり、正当な行為や目的内の提供等に該当することから、基本的に守秘義務や個人情報保護に係る規定違反とはならない。

ア 要保護児童対策地域協議会を活用できる場合

要保護児童対策地域協議会に参加する関係機関の間での情報交換は、児童福祉法第25条の2第2項の規定に基づく行為であり、必要かつ社会通念上相当と認められる範囲で行われる限り正当な行為に当たる。よって、児童相談所や市区町村が要保護児童対策地域協議会に参加する医療機関に必要かつ相当な範囲で情報提供することは、守秘義務に係る規定違反とはならない。

他方、個人情報保護条例については、各地方公共団体において規定が異なり、個人情報を取り扱う事務の目的の定めにもよることから一概には言えないが、目的内の提供に該当し得ると考えられ、該当する場合には個人情報保護に係る規定違反とはならない。また、この該当性に疑義がある場合であっても、児童福祉法第25条の2第2項に基づく行為であり、一般的な条例の除外規定である法令等に定めがあるときに該当することから、このような除外規定があれば規定違反とはならない。

イ 要保護児童対策地域協議会を活用できない場合

要保護児童対策地域協議会に参加していない医療機関であっても、児童相談所及び市区町村が児童福祉法第10条又は第11条等に基づき要保護児童等の事例に対応するためには、医療機関等の関係機関と情報を共有することが不可欠であり、必要かつ社会通念上相当と認められる範囲で行われる限り正当な行為に当たる。よって医療機関に必要かつ相当な範囲で情報提供する場合には基本的に守秘義務違反とはならない。

他方、個人情報保護条例においては、アと同じく目的内の提供に該当し得ると考えられ、該当する場合には個人情報保護に係る規定違反とはならない。ま

た、この該当性に疑義がある場合には、個人情報取扱の利用目的に係る関係規定を整備すること、公益上特に必要があるとき等の除外規定に該当するかの検討を行い、必要に応じて各自治体の個人情報保護審査会等に係る手続を経ることなどにより、関係機関との情報提供・共有が可能となるよう対応されたい。

## 6 要保護児童対策地域協議会への参加要請

ア 上記のとおり、児童虐待の防止や対応のために必要な範囲での情報提供・共有は、基本的に守秘義務や個人情報保護に係る規定違反とはならないが、個人情報の取扱いの範囲をより明確にするとともに、関係機関との情報共有や連携を円滑にしてより適切な支援を行うため、市区町村は、可能な限り、管内の医療機関が要保護児童対策地域協議会に参加するよう努められたい。

イ また、医療機関が要保護児童対策地域協議会に参加できない場合には、市区町村は、要保護児童対策地域協議会として、要保護児童対策地域協議会に参加できない医療機関との間で個別事案に関する情報提供・共有の協力についての枠組みを取り決めておくことが望ましい。具体的には、要保護児童対策地域協議会から医療機関に対し包括的に情報提供を依頼し、医療機関は情報提供を行うこと、医療機関における情報共有の範囲を定めることなどについて、医療機関等と協議しておくことが想定される。

ウ さらに、広域から患者が受診する医療機関については、都道府県の児童福祉主管部局や児童相談所が主体となって、当該医療機関に都道府県の設置する要保護児童対策地域協議会への参加を求め、情報提供に関して協議することなどにより、協力を得られるよう取り組まされたい。

## 7 児童相談所又は市区町村から医療機関に提供された個人情報の取扱い

児童相談所又は市区町村においては、医療機関と個別事例の支援に係る情報の管理について協議、調整しておく必要があると考えられる。特に、医療機関が、患者本人等から、「診療情報」等の個人情報の提供等を求められた場合の取扱いについては、以下の点に留意されたい。

### (1) 患者本人等から「診療情報」の提供を求められた場合の取扱い

「診療情報」とは、「診療情報の提供等に関する指針」（平成 15 年 9 月 12 日付け医政発第 0912001 号厚生労働省医政局長通知）において、「診療の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について、医療従事者が知り得た情報」とされている。このような「診療情報」に該当する情報の提供を求められた場合、「診療情報の提供等に関する指針」により判断することとなるが、「診療情報」の提供が、①第三者の利益を害するおそれがあるとき、②患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるときは、「診療情報」の全部又は一部を提供しないことができること。

なお、児童虐待対応に係る医療機関と児童相談所又は市区町村とのやり取りの経過（いつ、誰に情報提供をしたか等。）など診療の過程以外で医療従事者が知り得た情報は「診療情報」には該当せず、請求対象とはならないこと。

(2) 患者本人等から「診療情報」を含む個人情報の開示を求められた場合の取扱い  
医療機関が患者本人等から「診療情報」を含む個人情報の開示を求められた場合は、個人情報保護法及び「診療情報の提供等に関する指針」等の規定により判断することになる。

この場合、医療機関と児童相談所又は市区町村とのやり取りの経過等の「診療情報」以外の情報は個人情報には該当するため、開示の請求対象となるが、「診療情報」を含む個人情報については、7(1)①、②又は個人情報保護法第25条第1項に規定されている①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、若しくは②当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に該当するときには開示しないことができること。

なお、独立行政法人等が運営する医療機関については、独立行政法人等個人情報保護法に基づく当該独立行政法人等の判断による。また、地方公共団体が運営する医療機関については当該地方公共団体の個人情報保護条例の規定による。

## 8 臓器提供に係る児童に関する児童相談所の関与の確認

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）附則第5項では、政府は、虐待を受けた児童から臓器が提供されることのないよう、虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨規定されており、法律の趣旨として、虐待を受けた児童の臓器が提供されるべきではない旨が明確にされている。

これを踏まえ、医療機関で児童からの臓器提供が検討される場合、医療機関は、当該児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認する必要があるため、そのためには、関係する児童相談所における当該児童に係る虐待相談対応の有無等について照会することも想定される。

このため、都道府県等の児童福祉主管部局や児童相談所では、臓器提供者となる可能性がある児童に関し、過去及び現在の児童相談所による虐待相談対応の有無等について児童相談所に照会があった場合に円滑に対応できるよう、照会の方法や個人情報保護条例上の整理等について事前に関係部署と協議しておく必要がある。都道府県等の衛生主管部局や医療機関から協議への協力を求められた場合には協力するようお願いする。特に、個人情報保護条例については、あらかじめ個人情報の第三者提供に係る除外規定のいずれの条項に該当するか整理することや、必要に応じてあらかじめ個人情報保護審査会の諮問・答申手続により整理することなどが必要となる。

また、協議結果については、関係機関において認識が共有される必要があることから、児童福祉主管部局から管下の児童相談所に周知されたい。同時に、衛生主管部局から関係医療機関等へ周知が図られることから、児童福祉主管部局及び児童相談所においても、衛生主管部局が開催する会議への参加など、衛生主管部局が行う周知のための取組にも協力されたい。

## 児童虐待防止における児童相談所・市区町村と 医療機関との連携強化について

- 平成24年11月30日付けで「児童虐待防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」(雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)を都道府県市に通知。  
都道府県市に対し、虐待が疑われる家庭や養育支援を特に必要とする家庭の支援のために医療機関との積極的な連携及び情報共有を推進すること、臓器提供に係る児童について児童相談所の関与の有無等の照会があった場合の対応に備えること等を要請。
- 医療機関の主な役割や具体的な取組については以下のとおり。

### 医療機関の主な役割

- ◎医療機関は、児童相談所や市区町村に養育支援が特に必要な家庭の情報提供や虐待に関する通告を行い、支援につなぐ。
  - ・ 子どもだけではなく、親の状況にも着目する必要。
  - ・ 小児科のほか、産科や精神科、歯科等の役割も重要。
- ◎児童相談所や市区町村と情報を共有し、支援方針等を検討、連携して必要な支援を行う。

#### 発生予防

- 養育支援が特に必要な家庭(要支援児童、特定妊婦)の情報提供等

#### 早期発見・早期対応

- 虐待があったと疑われる子ども、虐待を受けた子どもの通告等

#### 支援

- 虐待による身体的・精神的問題の評価・治療
- 治療を通じた見守り(養育環境の把握など)等

#### ※守秘義務と個人情報保護との関係

児童虐待の防止や対応のために児童相談所や市区町村に必要な範囲で行う「情報提供」や、児童相談所や市区町村への「通告」は、正当な行為や第三者提供禁止の除外規定に該当し、基本的に守秘義務や個人情報保護に係る規定違反とはならない。

### 医療機関の具体的な取組

- 市区町村の要保護児童対策地域協議会に参加することや児童相談所・市区町村と連携した対応をとること。
  - ✓ 平素からの連携・情報共有(情報提供するケースの目安や虐待が疑われる場合の対応などについて認識を共有)。
  - ✓ 支援につなげるべきケースの情報提供、通告。
  - ✓ 個別ケースへの支援(個別ケース検討会議で支援方針、役割分担を協議し、連携して支援)。
  - ✓ 要保護児童対策地域協議会に参加できない場合(広域から患者が受診する医療機関等)は、近隣の市区町村等と個別ケースに関する情報提供・共有の枠組みづくりに協力すること。
- 個別ケースにおいて、患者本人等から「診療情報」等の個人情報の提供等を求められた場合の取扱いについて児童相談所・市区町村と協議しておくこと。
- 児童相談所・市区町村の虐待対応の調査に協力すること。
- 医療機関内の虐待対応の体制を整えること。



地方公共団体が行った児童虐待による死亡事例等の検証の報告一覧(公表分)  
 <平成23年度に受理した報告書>

	自治体名	発表時期	検証報告名	事例
1	静岡市	平成23年3月	静岡市における児童虐待事例検証結果報告書	複数の死亡事例
2	東京都	平成23年5月27日	児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について —平成22年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例 等検証部会報告書—	複数の重症事例と死亡事例
3	広島市	平成23年5月	児童虐待ゼロを目指して ～広島市児童虐待死亡事例等検証部会からの提言～	個別の死亡事例
4	奈良県	平成23年6月	奈良県児童虐待対策検討会検討報告書	個別の死亡事例
5	栃木県	平成23年7月	児童の死亡事例の検証報告書	個別の死亡事例
6	静岡県	平成23年9月	児童虐待検証部会報告書	個別の死亡事例
7	滋賀県	平成23年10月3日	湖南市における乳児死亡事例検証結果報告書	個別の死亡事例
8	兵庫県	平成23年12月28日	姫路市重傷事例検証報告書	個別の重症事例
9	大阪市	平成23年10月	大阪市における乳児死亡事例検証結果報告書	個別の死亡事例
10	東京都	平成24年1月17日	児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について (里親事例 中間まとめ) —平成23年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例 等検証部会報告書—	個別の死亡事例
11	名古屋市	平成22年9月	名古屋市中白区児童虐待事例検証報告書 ～児童虐待への予兆を発見・防止するために～	個別の死亡事例
12	三重県	平成22年9月	三重県児童虐待重篤事例検証委員会報告書	個別の重症事例
13	岡山市	平成24年2月	岡山市における被虐待児童死亡事例検証報告書	個別の死亡事例
14	堺市	平成23年12月	堺市子ども虐待事例検討意見書	過去に検証を行った事例の 2次検証
15	相模原市	平成24年2月	相模原市児童虐待死亡事例等検証報告書	個別の死亡事例

※ 平成23年度に厚生労働省に報告があったもののうち、公表又は一部公表扱いがされているもの。

雇児総発 1101 第 3 号  
平成 24 年 11 月 1 日

各 { 都 道 府 県  
指 定 都 市 児童福祉主管部（局）長 殿  
児 童 相 談 所 設 置 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

### 措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について

児童虐待防止対策の推進については、平素より御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。  
さて、最近、児童福祉施設に入所していた児童が、家庭復帰後に虐待を受け死亡した事例が続いて発生している。

虐待を受けて保護された児童が、措置解除等により親元に戻った後、虐待が再発し、尊い命が失われたことを重く受け止め、貴職におかれては、下記のとおり、改めて児童虐待への対応に徹底を期されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

#### 記

#### 1 家庭復帰に係る適切なアセスメントと支援の実施

一時保護の解除や措置解除等に当たっては、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）でこれまでも述べられているとおり（別添参照）、①保護者指導の効果や児童の心身の状況等を十分に踏まえ慎重に判断すること、②保護者や養育環境、家族構成員の関係性などについての十分な情報収集と、それに基づく虐待の発生要因についてアセスメントを行い、児童が入所する施設や地域の関係機関との協議により判断することが必要であり、家庭復帰の適否を判断するための具体的な内容や家庭復帰後の援助について定めた「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成 20 年 3 月 14 日付け雇児総発第 0314001 号雇用均等・児童家庭局総務課長通知）の別添「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえた対応の徹底をお願いする。

また、一時保護の解除や措置解除等により児童が家庭復帰した事例に関しては、特に、一定の期間は、きめ細かに当該家庭への支援や児童の安全確認を行うとともに、関係機関が当該家庭への援助方針や互いの役割について共通認識を持ち、緊密に連携することが重要であることから、補助職員の配置等による体制強化や、職員の資質向上や関係機関との連携強化のための研修の実施等についても、『安心こども基金』の「児童虐待防

止対策緊急強化事業」を活用するなどして取組を図るようお願いする。

## 2 施設等から家庭復帰した事例の再確認

虐待又は養育困難を理由とする児童福祉施設への入所措置等（里親等への委託を含む。）の解除又は措置変更（以下「措置解除等」という。）により児童が家庭復帰した事例については、以下に留意の上、児童相談所においてそれぞれ児童の安全確認や対応状況等の再確認をお願いする。

### (1) 児童福祉司指導措置等又は継続指導中の事例

児童虐待等の事例については、ガイドラインにおいて、家庭復帰後も、当面の期間、当該家庭の状況の変化を即座に把握し対応するため、一定期間（少なくとも6か月程度）は児童福祉司指導措置等又は継続指導を採ることとされている。

したがって、児童福祉司指導措置等又は継続指導中の事例については、これまでの指導の経過や措置解除等をした際の状況を確認し、必要に応じて家庭訪問や児童の安全確認を行うこと。

もとより、児童が家庭復帰した場合には、関係機関と連携の上、当該家庭の状況や児童の安全についての確認を継続的に行い、家族構成や養育環境の変化を的確に捉え、状況の変化を踏まえた援助方針の再検討を行うほか、必要に応じ一時保護や再度の入所措置等についても検討することが必要である。このため、ガイドラインの別表「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」や貴自治体におけるアセスメントシート等により、家庭復帰を決定した時点の当該家庭の状態から、家族構成や養育環境に変化が生じるなどしていないか確認すること。

### (2) 市町村において対応中の事例

ガイドラインにおいては、措置解除等により児童が家庭復帰した事例について、児童相談所による一定期間の指導実施後、当該家庭の経過が良好であれば、児童福祉司指導措置等を解除し、その後の対応を市町村に引き継ぐこととされている。

引継ぎにより市町村が対応している事例については、要保護児童対策地域協議会の実務者会議を活用するなどして当該家庭の現状を重点的に情報共有した上で、児童相談所による対応の必要性を確認し、積極的に役割を担うこと。

### (3) 特に留意すべき事例

家庭復帰後に虐待が再発した場合に、短期間の不適切な養育や一度の暴行が即座に生命の危険に直結する乳幼児については特に留意し、(1)及び(2)の確認を行うこと。

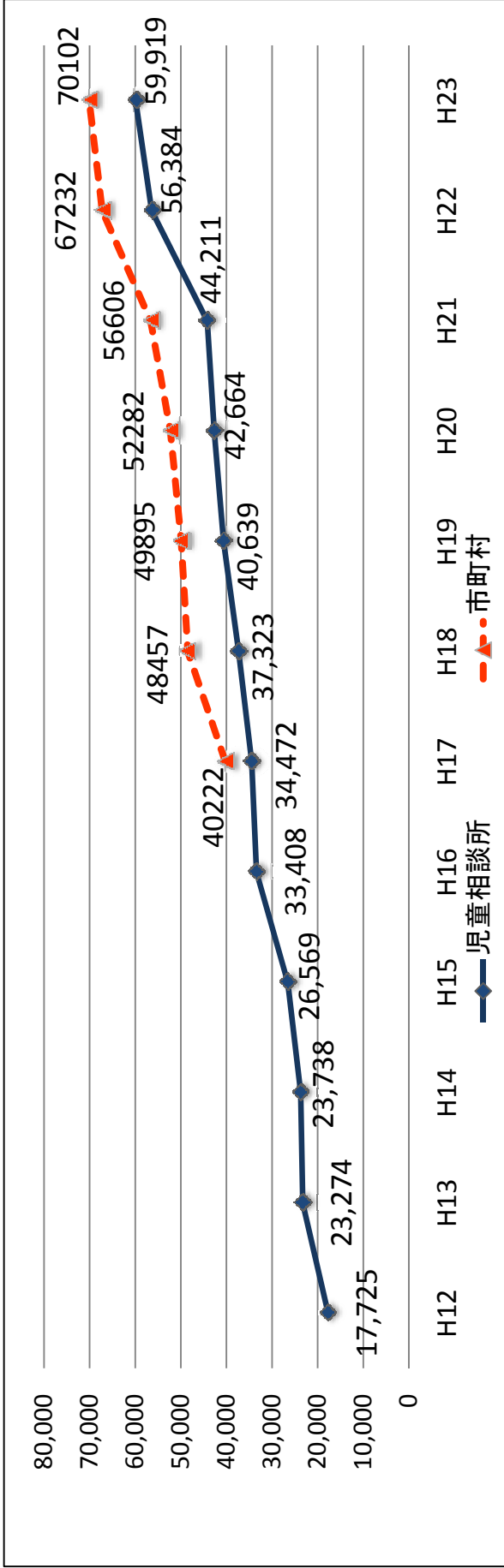
また、措置解除等により家庭復帰したものの、その後児童相談所において指導措置等が採られておらず、市町村へも引き継がれていない事例がある場合には、児童の安全を早急に確認するとともに、今後の援助方針について市町村と連携して決定すること。

別添（略）

## 児童相談対応件数及び児童虐待による死亡事例数の推移

### ○ 児童虐待相談対応件数の増加

- 平成23年度の児童相談所の虐待対応件数は59,919件、市町村の虐待対応件数は70,102件。
- 統計を取り始めて毎年増加し、児童相談所での場合では平成11年度の5.2倍。



### ○ 相次ぐ児童虐待による死亡事例

- 多数の死亡事例が発生(平成22年度 82例98人)。

例数	第1次報告 (H15.7.1~H15.12.31)		第2次報告 (H16.1.1~H16.12.31)		第3次報告 (H17.1.1~H17.12.31)		第4次報告 (H18.1.1~H18.12.31)		第5次報告 (H19.1.1~H20.3.31)		第6次報告 (H20.4.1~H21.3.31)		第7次報告 (H21.4.1~H22.3.31)		第8次報告 (H22.4.1~H23.3.31)						
	虐待 死亡	心中	虐待 死亡	心中	虐待 死亡	心中	虐待 死亡	心中	虐待 死亡	心中	虐待 死亡	心中	虐待 死亡	心中	虐待 死亡	心中					
24	24	-	48	5	51	19	70	52	48	73	42	64	64	43	107	47	30	77	45	37	82
25	25	-	50	8	56	30	86	61	65	78	64	67	61	128	49	39	88	51	47	98	

**児童相談所職員（児童福祉司）の増員措置について  
（平成24年度 地方財政措置）**

**1 児童福祉司の現状（平成24年4月1日現在）**

児童福祉司数 2,670名

（児童相談所数 207か所（平成24年4月1日現在））

（参考）	平成11年度	1,230名
	平成12年度	1,313名
	平成13年度	1,480名
	平成14年度	1,627名
	平成15年度	1,733名
	平成16年度	1,813名
	平成17年度	1,989名
	平成18年度	2,139名
	平成19年度	2,263名
	平成20年度	2,358名
	平成21年度	2,428名
	平成22年度	2,477名
	平成23年度	2,606名

**2 平成24年度の地方財政措置**

児童相談所職員（児童福祉司）

地方交付税標準人口170万人あたりの児童福祉司の数

34名

（参 考）

地方交付税算定上の人口170万人あたりの児童相談所職員数推移

	（児童福祉司）	対前年度	（児童福祉司含む児童相談所職員総数）
平成11年度	16名		40名
平成12年度	17名	+ 1名	41名
平成13年度	19名	+ 2名	43名
平成14年度	21名	+ 2名	45名
平成15年度	23名	+ 2名	47名
平成16年度	25名	+ 2名	49名
平成17年度	25名	—	49名
平成18年度	25名	—	50名
平成19年度	28名	+ 3名	53名
平成20年度	29名	+ 1名	53名
平成21年度	30名	+ 1名	54名
平成22年度	30名	—	54名
平成23年度	32名	+ 2名	56名
平成24年度	34名	+ 2名	58名

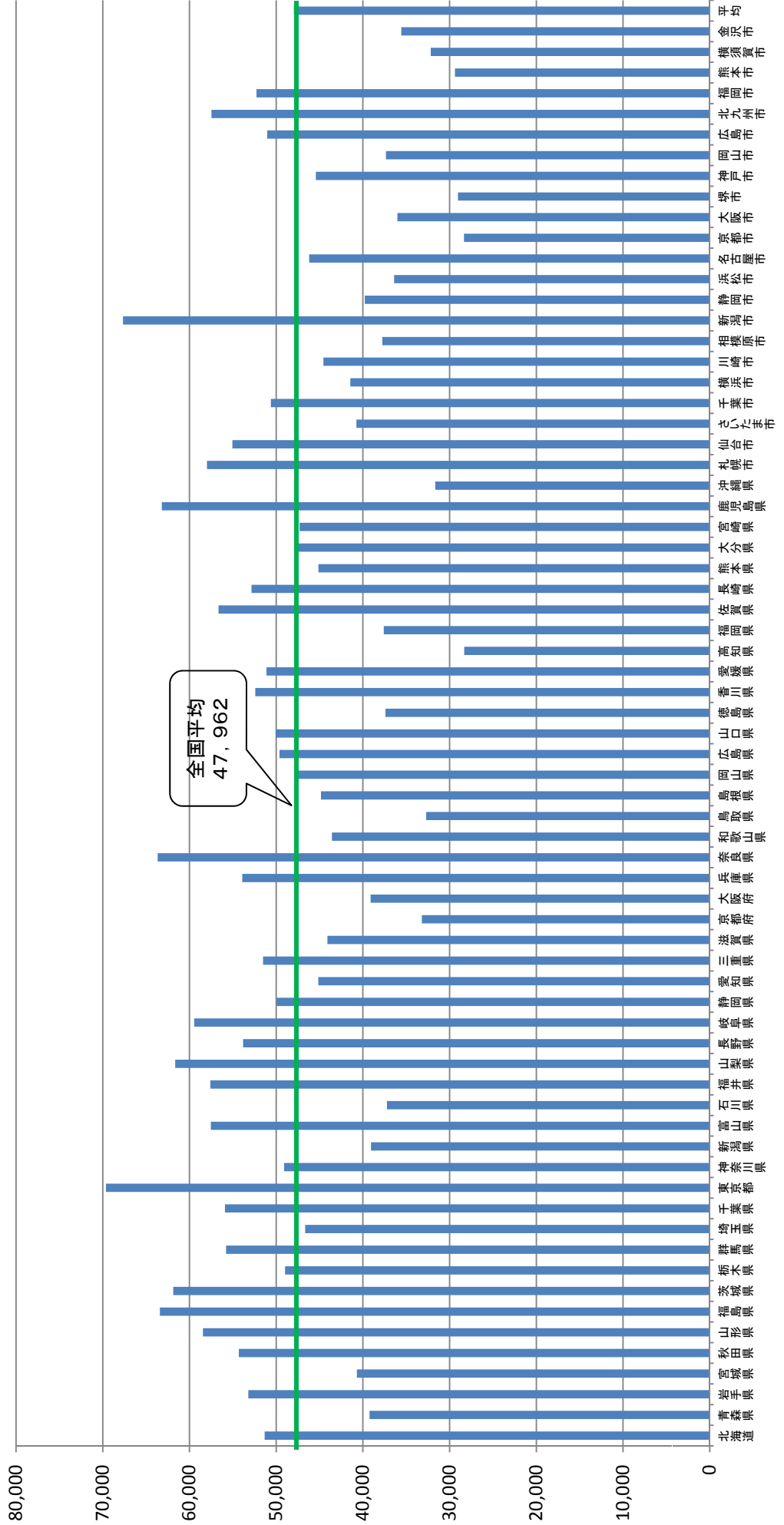
※ 児童相談所の運営経費の一般財源化について

- ・人件費 昭和25年度～
- ・運営費 昭和60年度～

# 平成24年度 都道府県別児童福祉司の管轄人口

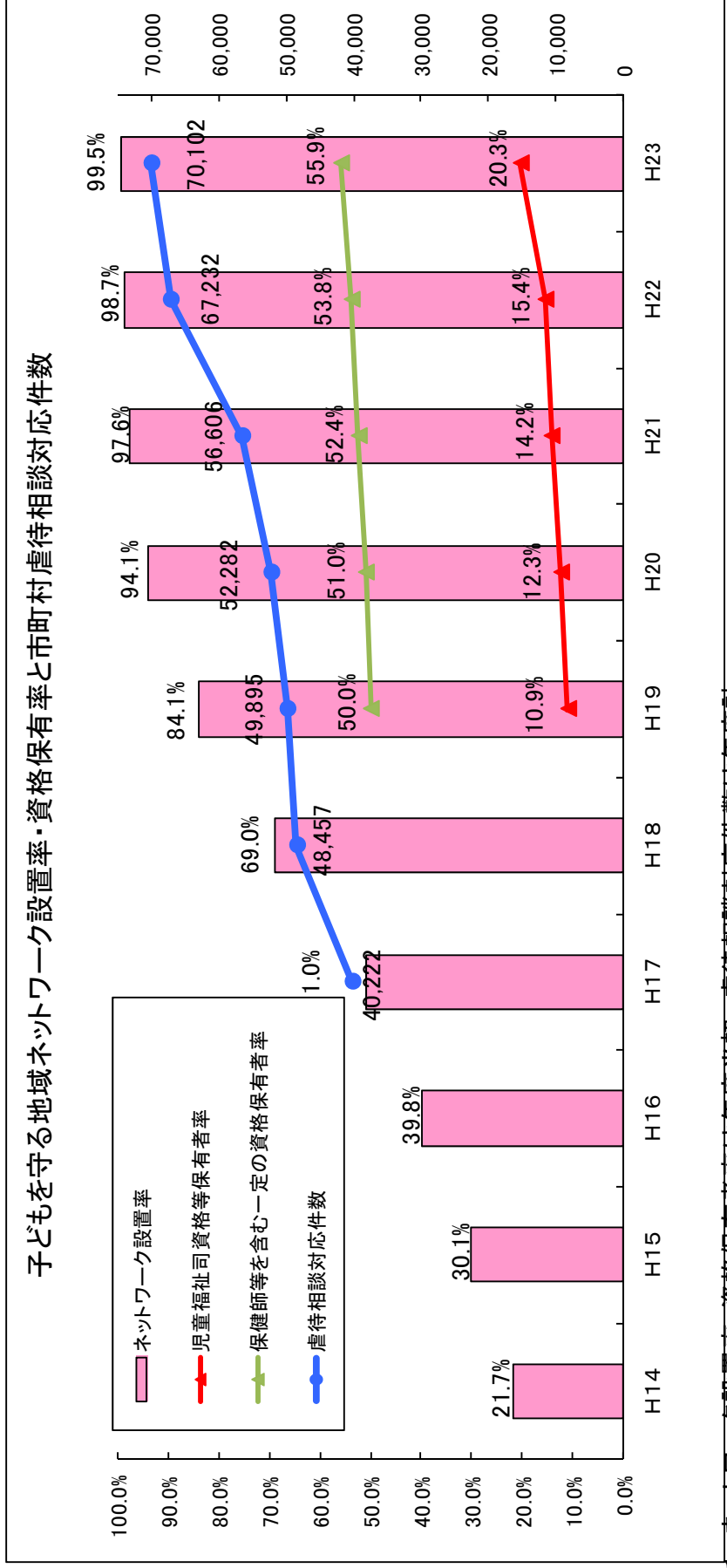
○ すべての自治体で、児童福祉法施行令第2条に定める児童福祉司の配置標準を(4~7万)満たすか、あるいはそれを超えて配置されている。(人口は、平成22年10月1日国勢調査)

4~7万 49自治体  
4万未満 20自治体



# 市町村相談体制の現状

- 平成16年の児童虐待防止法等の改正により、市町村も児童虐待の通告先となった。
- 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)は、平成16年の児童福祉法改正により法定化、平成19年の児童福祉法改正により設置の努力義務化。平成23年4月1日現在、全市町村の98.0%が設置(任意設置の虐待防止ネットワークを含むと99.5%)。
- 全国の調整機関の職員5,075人のうち、児童福祉司と同様の専門職の割合は、平成23年4月1日現在1,030人(20.3%)であり、配置の促進が課題(これに、保健師・助産師・看護師等の一定の専門資格を有する者を含めると2,835人(55.9%)。)



※1 ネットワーク設置率・資格保有率は年度当初、虐待相談対応件数は年度計  
 ※2 平成22年度の虐待相談対応件数は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県(仙台市を除く)の一部及び福島県を除いて集計した数値

事務連絡  
平成 24 年 12 月 28 日

各 { 都 道 府 県  
指定都市 児童福祉主管（部）局 御中  
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
総務課虐待防止対策室

### 市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査結果及び 結果を踏まえた対応について

児童虐待防止対策の推進につきましては、日頃より種々ご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、全国の 1,619 市区町村（東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県及び福島県内の市町村を除く市区町村。）に対して、児童虐待問題などに対応する児童家庭相談業務の実施状況等に関する調査を行い、この度、調査結果をとりまとめました（乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施の有無に限っては被災地の市町村を含む 1,747 市区町村について調査を行いました）。調査内容、結果の概要については別紙のとおりですので情報提供します。各位におかれては、調査結果を踏まえ、以下の点について特段のご配慮をいただくようお願いします。

また、管内市区町村に対する情報提供につきましても併せてお願いします。

なお、主な調査結果については、平成 24 年 7 月 26 日に開催された「全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議」において既に公表しておりますが、今回は調査結果の詳細について情報提供するものです。

#### 1. 虐待事例に関する役割分担について

虐待事例に関し、市区町村と児童相談所の役割分担の状況（平成 22 年度の実績）について、「取り決めはなく、個々の事例ごとに異なる対応になっている」とした市区町村の割合は 72.0%でした（別添 1、9 ページ、表 I-6 ①参照）。

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会の第 8 次報告（平成 24 年 7 月）の提言では、「虐待事例の対応漏れを防ぐとともに、事例が深刻化した場合などに円滑にケースを移管できるよう、地域の体制や資源に応じ、役割分担の目安となる基準、ルールを取り決めておくことが望ましい」とされているところです。

現在、虐待事例がない市区町村も含め、役割分担について取り決めがなされていない市区町村におかれては、児童相談所と協議の上、役割分担の目安となる基準、ルールの策定についての取組をお願いします。



## 2. 要保護児童対策地域協議会における進行管理台帳の作成について

要保護児童対策地域協議会におけるケースの進行管理台帳の作成状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）について、「作成していない」とした市区町村の割合が 24.3%でした（別添 2、11 ページ、表Ⅱ－4－（3）参照）。

児童虐待への対応は、多数の関係機関が関与し、また、児童相談所と市区町村の間の役割分担が曖昧になるおそれもあることから、全ての虐待ケースに関して、要保護児童対策地域協議会で絶えずフォローし、ケースの進行管理を進めていくことが必要です。こうした観点から、調整機関において、全ケースについて進行管理台帳を作成し、実務者会議等の場において、定期的に状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことが適当です。

進行管理台帳を作成していない市区町村においては、進行管理台帳を作成し、ケースの進行管理体制を早急に整備していただくようお願いします。

## 3. 乳児家庭全戸訪問事業で訪問できなかった家庭の状況把握について

平成 22 年度に乳児全戸訪問事業の対象家庭であったものの訪問できなかった家庭に対し、何らかの「状況把握をしていない」とした市区町村の割合が 3.6%でした（別添 3、8 ページ、表Ⅲ－14 参照）。

本事業は、母親等の育児の悩み等について確認し、必要な支援につなげる貴重な機会です。本年 11 月 30 日に通知した「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（雇児総発 1130 第 1 号雇児母発 1130 第 1 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知、母子保健課長通知）に示したように、訪問できなかった家庭に対し、訪問できなかった理由や背景を調べ、今後の支援や見守りの検討につなげていただくようお願いします。

平成23年度要保護児童対策地域協議会の担当職員について

	市区町村数	児童福祉司と同様の資格		一定の専門資格	
		設置市区町村数	配置率	設置市区町村数	配置率
北海道	179	24	13.4%	87	48.6%
青森県	40	4	10.0%	20	50.0%
岩手県	—	—	—	—	—
宮城県	—	—	—	—	—
秋田県	25	3	12.0%	13	52.0%
山形県	35	5	14.3%	24	68.6%
福島県	—	—	—	—	—
茨城県	44	7	15.9%	31	70.5%
栃木県	27	12	44.4%	22	81.5%
群馬県	35	1	2.9%	19	54.3%
埼玉県	64	26	40.6%	51	79.7%
千葉県	54	17	31.5%	30	55.6%
東京都	62	50	80.6%	55	88.7%
神奈川県	33	19	57.6%	29	87.9%
新潟県	30	12	40.0%	24	80.0%
富山県	15	6	40.0%	11	73.3%
石川県	19	11	57.9%	17	89.5%
福井県	17	5	29.4%	12	70.6%
山梨県	27	3	11.1%	15	55.6%
長野県	77	11	14.3%	42	54.5%
岐阜県	42	11	26.2%	27	64.3%
静岡県	35	12	34.3%	24	68.6%
愛知県	54	14	25.9%	38	70.4%
三重県	29	16	55.2%	18	62.1%
全国計	1,619	489	30.2%	1,049	64.8%
平成22年度	1,750	423	24.2%	1,078	61.6%

※雇用均等・児童家庭局総務課調（平成23年4月1日現在）

※各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

※平成23年度については、東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県及び福島県の市町村については調査結果に数が含まれない。

※「児童福祉司と同様の資格」とは、医師、社会福祉士、精神保健福祉士を含む。

※「一定の専門資格」とは、「児童福祉司と同様の資格」に加え、保健師・助産師・看護師・保育士、社会福祉主事を含む。

## 「要保護児童対策地域協議会」の実践事例集【概要】

### ＜目的＞

要保護児童対策地域協議会は、現在ほぼ全ての市町村で設置されている。しかし、必ずしも十分に活用されていない協議会も見られることから、活用促進や機能強化が求められている。そのため、協議会を積極的に活用している7自治体に調査し実際の取組を紹介。

### ＜事例を紹介する自治体＞

東京都世田谷区、神奈川県横須賀市、大阪府枚方市、静岡県沼津市、福岡県糸島市、長野県伊那市、長野県須坂市

(要保護児童対策地域協議会に登録されている件数、人口規模、調整機関の体制等を踏まえ抽出。)

### ＜調査方法＞

平成23年2月～3月に調査票を用いた調査とヒアリングを実施。

※要保護児童対策地域協議会については、平成19年に設置・運営に当たり必要となる基本的な知識、方法論をまとめた「スタートアップマニュアル」を作成している。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/ko-domo/dv14/>

### 自治体の概要

	東京都 世田谷区	神奈川県 横須賀市	大阪府 枚方市	静岡県 沼津市	福岡県 糸島市	長野県 伊那市	長野県 須坂市
人口(人) (H23.4時点)	837,000	423,000	411,000	206,000	100,000	71,000	53,000
子どもの数(人) (H23.4時点)	119,000	64,000	71,000	32,000	17,000	13,000	9,000
児童福祉担当部署	福祉、保健部門	福祉部門	福祉部門	福祉部門	福祉部門	教育部門	教育部門
調整機関	児童福祉担当部署 と同一	児童福祉担当部署 と同一	児童福祉担当部署 と同一	児童福祉担当部署 と同一	児童福祉担当部署 と同一	児童福祉担当部署 と同一	児童福祉担当部署 と同一
要保護児童対策地域協議会の設置	H18.1	H17.7	H17.4	H18.7	H16.10	H18.9	H18.10
要保護児童ケース登録数(H22年度)	909	88	331	339	63	148	18
要支援ケース登録数(H22年度)	0	20	150	186	272	0	2
特定妊婦ケース登録数(H22年度)	8	14	11	24	6	0	0
登録ケース数合計	917	122	492	549	341	148	20

## 1 協議会に設置する会議とその運営

### 協議会に設置する会議

3層の会議を基本とし、地域の実情に応じて独自の構成。

- ①協議会を補完する会議の開催(枚方市)
- ②児童虐待対策以外の施策も含めて対応(人口規模が比較的小さい自治体の工夫)(須坂市)
- ③地区に分けて対応(人口規模が比較的大きい自治体の工夫)(世田谷区)

### 開催時期・参加者に応じた会議内容の工夫

人事異動の時期や参加者に応じて会議内容を選択

## 2 調整機関の機能を向上させるための取組

### 調整機関への専門職等の配置

専門職の配置又は連携により、機能強化をはかる。特に、母子保健分野で経験を積んだ保健師の配置は発生予防に効果大。他に、保育士、心理職、社会福祉主事、指導主事を配置。

### 調整機関職員への資質向上に向けた工夫

- ①児童相談所職員との合同研修
- ②児童相談所へ長期派遣し研修
- ③児童相談所OBの配置による日常的なスーパーバイズ体制

## 3 情報を管理・共有するための工夫(情報通信技術の活用)

ケースの情報を自治体内で共有できる電子ネットワークシステムを用いて調整機関が情報を随時共有。(世田谷区)

# I 機能強化と活性化のための取組

## 4 関係機関の積極的な関わりを促す工夫

### マニュアルの作成(改訂)を通じた関係機関との関係づくり

虐待防止マニュアル作成にあたり、関係機関のニーズを把握し実行可能な内容とするとともに、関係機関に直接依頼し関係づくりの機会とする。(枚方市)

### “調整機関と関係機関との間で双方向の情報の流れ”をつくる取組

情報提供とフィードバックが必要な関係機関をリストアップし、対応したその日うちに連絡。(伊那市)

### 関係機関の対応力を高めるための取組を通じた連携体制づくり

関係機関に対して調整機関の役割や活動内容、担当者を知ってもらう機会として、研修等を活用。

- ①学校や保育所の職員への研修(伊那市)
- ②児童委員や学校関係者等への研修(枚方市)
- ③関係機関の職員を集めた事例検討会(世田谷区)

### 進行管理会議への教員の参加

各学校から教員が参加することで、理解が深まり教育機関との連携強化へつながる。

## 5 児童相談所との協働

### 児童相談所と共通のアセスメントシートを使用

アセスメントの手続きを児童相談所と同じ視点で行うため共通様式のシートを用いて一緒にアセスメントし、ケース登録。

### 二者会議の開催

多忙な児童相談所職員との顔合わせの機会と捉え、「実務者会議」終了後に二者(児童相談所と調整機関)で会議を実施。

## 1 ケースの登録基準

### 「要保護児童」ケースの登録基準

市町村で虐待相談として受けたケース、協議会によるネットワークで支援が必要と判断されたケース、など

### 「要支援児童」ケースの登録基準

養育支援訪問事業の支援計画と評価のための会議を開催したケース、など

### 「特定妊婦」ケースの登録基準

育児支援分科会(実務者会議)での検討により登録、など

## 2 「実務者会議」の運営上の工夫

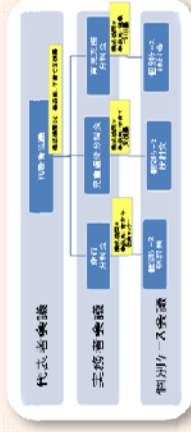
### 「実務者会議」の実施形態

- ① 2部構成で実施(世田谷区)
- ② 既存の行政単位に基づき実施(横須賀市)
- ③ 対象者・テーマ別に部会を設置(糸島市)
- ④ 既存の仕組み(会議等)の活用(沼津市)
- ⑤ 自治体内の関係部署の積極的な参加(伊那市)

### 「実務者会議」の開催準備

- ① 「運営会議」の開催(枚方市)
- ② 会議資料の準備(須坂市、世田谷区)

例 沼津市の要保護児童対策地域協議会の構成



# II 効果的な運営方法と進行管理

## 3 ケースの進行管理上の工夫

### ケースの進行管理を効果的に行うための工夫

- ① 報告の対象とするケースの選定(沼津市)
- ② 進行管理を行うための会議を重層的に開催(枚方市)

### ケース検討・報告を効果的に 行うための工夫(世田谷区)

報告する項目を定め、それに基づき報告。会議ではケースの検討頻度も確認。

### ケースを定期的に進行管理 するための工夫(横須賀市)

これまでの支援経過を記載した進行管理台帳を資料とし、支援の見落としを防ぐ。

### ケースを終結する際の 手続きの工夫

「実務者会議」の決定などによる終結の判断とともに、再発した場合に対応できるような体制を確保

## 4 対応した実際の事例

### 事例①

父親(夫)から母子への虐待事例への対応

### 事例②

施設退所後の子どもに対する母親による虐待事例への対応

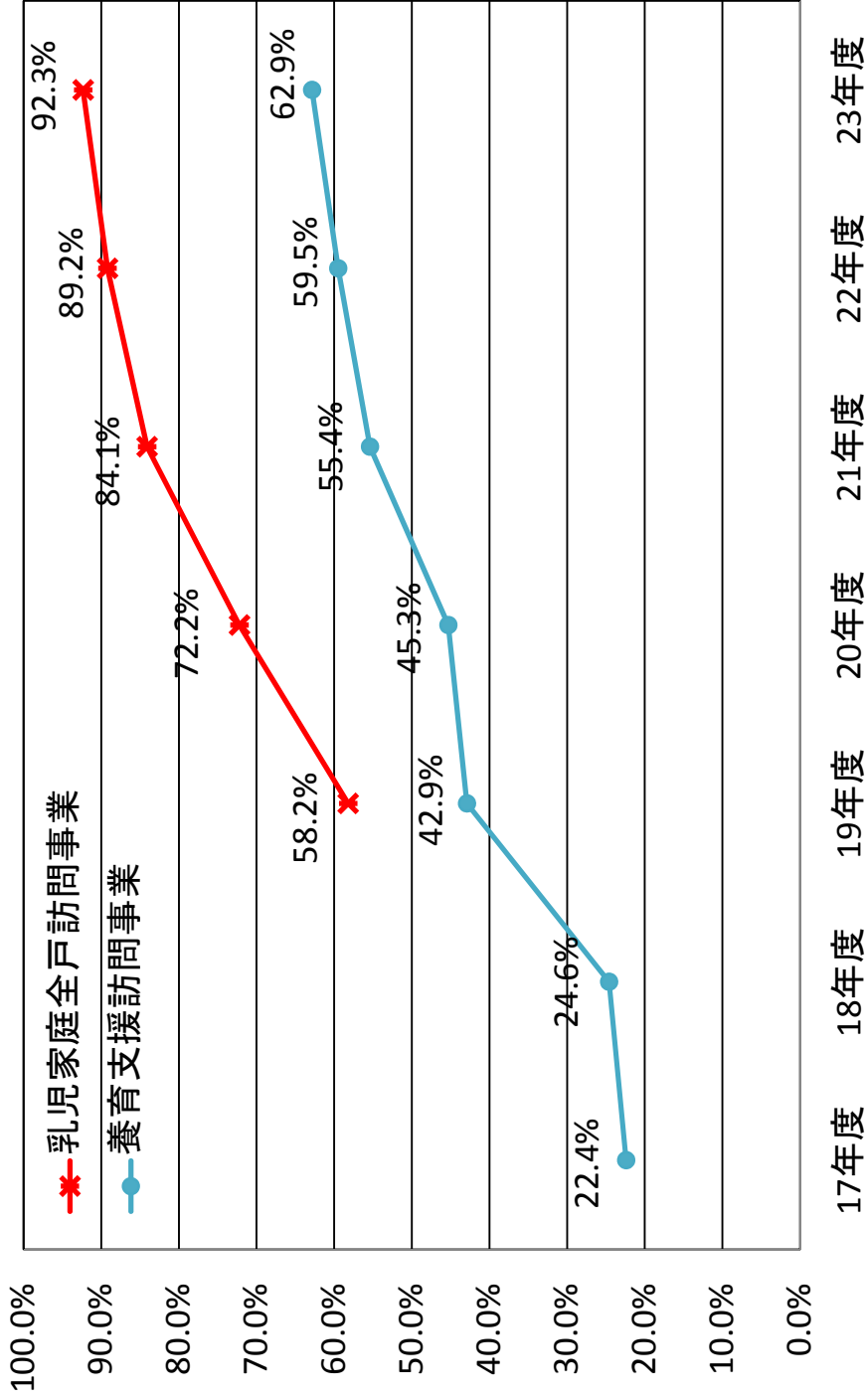
### 事例③

父母によるネグレクト事例への対応

### 事例④

父母に精神疾患があり、産後の養育に不安がある(特定妊婦)事例への対応

# 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)及び 養育支援訪問事業の実施率の推移



・養育支援訪問事業について、平成20年度以前は育児支援家庭訪問事業の実施率を掲載。  
 ・乳児家庭全戸訪問事業について、平成20年度以前は生後4ヶ月までの全戸訪問事業の実施率を掲載。  
 ・平成17年度～20年度の実施率は次世代育成支援対策交付金の交付決定ベース。  
 ・平成21年度以降の実施率は、雇用均等・児童家庭局総務課調。

平成23年度「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」都道府県別実施状況

	市町村数	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		養育支援訪問事業	
		実施市町村数	実施率	実施市町村数	実施率
北海道	179	161	89.9%	107	59.8%
青森県	40	32	80.0%	13	32.5%
岩手県	34	33	97.1%	29	85.3%
宮城県	35	35	100.0%	34	97.1%
秋田県	25	23	92.0%	10	40.0%
山形県	35	35	100.0%	26	74.3%
福島県	59	49	83.1%	30	50.8%
茨城県	44	44	100.0%	31	70.5%
栃木県	27	27	100.0%	24	88.9%
群馬県	35	33	94.3%	21	60.0%
埼玉県	64	62	96.9%	39	60.9%
千葉県	54	45	83.3%	22	40.7%
東京都	62	49	79.0%	50	80.6%
神奈川県	33	30	90.9%	18	54.5%
新潟県	30	30	100.0%	20	66.7%
富山県	15	15	100.0%	8	53.3%
石川県	19	19	100.0%	19	100.0%
福井県	17	17	100.0%	9	52.9%
山梨県	27	27	100.0%	22	81.5%
長野県	77	68	88.3%	41	53.2%
岐阜県	42	42	100.0%	20	47.6%
静岡県	35	35	100.0%	20	57.1%
愛知県	54	52	96.3%	37	68.5%
三重県	29	28	96.6%	20	69.0%

※雇用均等・児童家庭局総務課調（平成23年7月1日現在）

※各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

	市町村数	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		養育支援訪問事業	
		実施市町村数	実施率	実施市町村数	実施率
滋賀県	19	18	94.7%	16	84.2%
京都府	26	21	80.8%	18	69.2%
大阪府	43	40	93.0%	37	86.0%
兵庫県	41	41	100.0%	33	80.5%
奈良県	39	35	89.7%	26	66.7%
和歌山県	30	29	96.7%	17	56.7%
鳥取県	19	19	100.0%	14	73.7%
島根県	21	21	100.0%	17	81.0%
岡山県	27	27	100.0%	27	100.0%
広島県	23	23	100.0%	14	60.9%
山口県	19	19	100.0%	13	68.4%
徳島県	24	24	100.0%	17	70.8%
香川県	17	17	100.0%	10	58.8%
愛媛県	20	18	90.0%	9	45.0%
高知県	34	21	61.8%	16	47.1%
福岡県	60	60	100.0%	44	73.3%
佐賀県	20	20	100.0%	13	65.0%
長崎県	21	21	100.0%	16	76.2%
熊本県	45	41	91.1%	23	51.1%
大分県	18	17	94.4%	11	61.1%
宮崎県	26	20	76.9%	9	34.6%
鹿児島県	43	29	67.4%	14	32.6%
沖縄県	41	41	100.0%	14	34.1%
全国計	1,747	1,613	92.3%	1,098	62.9%
平成22年度	1,750	1,561	89.2%	1,041	59.5%

## 平成25年度 児童家庭相談に携わる職員等を対象とした研修等一覧

研修名	対象者区分	日程	実施機関	開催地
児童相談所長研修<前期>	新任児童相談所長 (児福法第12条の3の定めに基づき、受講が義務づけられています。)	4月23日～25日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
テーマ別研修 「子どもの危機的状況」	この問題に関わる専門職で、各所属機関等で指導的立場にある者 *経験年数3年未満の者は除く(各機関1名)	5月14日～15日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所・児童心理治療 (情短)施設等医師専門研修	児童相談所医師・児童心理治療(情短)施設医師・ その他の医療機関に勤務している児童虐待に携わる 医師	5月28日～29日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応研修企画者 養成研修	児童相談所、要保護児童対策地域協議会の調整機関 及び構成機関の代表等(本庁、教育委員会指導主 事、保健機関職員等)指導的立場にある職員で、要 保護児童対策地域協議会の強化にむけた研修の企 画・実施と支援等に携わる者	6月11日～14日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童福祉司指導者 基礎研修	児童相談所で児童福祉司や相談担当職員等の部下職 員を指導する立場に就いた課長・係長もしくはこれ らに準ずる職にある職員で、児童相談所経験が5年 に満たない者	6月25日～6月28日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー研修	児童相談所経験通算5年(内児童福祉司3年、もし くは児童相談所児童福祉司指導者基礎研修に参加し た者)を満たした児童相談所児童福祉司スーパーバ イザー	7月9日～12日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応合同研修 (富山)	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員及び児童 相談所の市区町村支援担当者等で、研修を必要とし ている者 *児童虐待対応経験通算1年未満の者は除く	7月23日～24日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	富山
教育機関・児童相談所職員 合同研修	学校や教育委員会及び児童相談所職員で、児童虐待 対応に携わる者 *教育機関40名、児童相談所40名(各児相1名)	8月6日～7日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童虐待対応保健職員指導者 研修	市区町村の母子保健活動、子育て支援、児童虐待防 止対策に携わっている指導的立場にある保健師・助 産師・看護師(保健所に勤務する保健師・助産 師・看護師も含む)	8月20日～22日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童心理司 スーパーバイザー研修	児童相談所児童心理司経験通算5年を満たした児童 相談所児童心理司スーパーバイザー	9月3日～6日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童心理治療施設(情緒障害 児短期治療施設職員)職員指 導者研修	児童心理治療施設で基幹的職員など指導的立場にあ る主任指導員、主任心理士、主任保育士等で、児童 福祉施設経験通算5年を満たした者	9月25日～27日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童虐待防止研修	都道府県及び政令市・中核市並びに市町村等におい て、児童虐待防止対策、母子保健対策、精神保健福 祉対策等に従事している中堅保健師、助産師(実務 経験5年以上)。児童相談所に勤務する保健師等。 (虐待事例への支援経験を有することが望ましい)	10月7日～11日 (5日間)	国立保健医療科学院	埼玉県和光市
児童相談所長研修<後期>	新任児童相談所長 (<前期>研修と併せての受講が義務づけられてい ます。)	10月8日～10日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応合同研修 (鹿児島)	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員及び児童 相談所の市区町村支援担当者等で、研修を必要とし ている者 *児童虐待対応経験通算1年未満の者は 除く	10月17日～18日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	鹿児島
公開講座	子どもの虐待防止等に関心のある方	11月12日	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
治療機関・施設専門研修	児童相談所、児童心理治療(情短)施設、小児精神 科医療施設等で子どもや家族の治療に携わる者	11月12日～15日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で基幹的職員など指導的立場にあり児 童福祉施設経験通算5年を満たした者(各施設1 名)	11月26日～29日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
市区町村虐待対応指導者研修	市区町村児童家庭相談及び要保護児童対策地域協議 会において指導的立場にあり、児童虐待対応経験通 算3年を満たした者	12月4日～6日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所中堅児童福祉司・ 児童心理司合同研修	児童相談所の児童福祉司または児童心理司としての 実務経験が3年以上5年以下の者	11月13日～15日 (3日間)	国立保健医療科学院	埼玉県和光市
児童福祉施設指導者合同研修	乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心 理治療(情短)施設、母子生活支援施設、グループ ホーム等の児童福祉施設で基幹的職員など指導的立 場にある職員のうち、児童福祉施設経験通算5年を 満たした者(各施設1名)	12月18日～20日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所・児童福祉施設職 員合同研修	児童相談所・児童福祉施設経験通算3年を満たした 者 *児童相談所40名、児童福祉施設40名(各施 設1名)	1月15日～17日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童福祉司・児童心理司・ 一時保護所職員等合同研修	児童相談所の児童福祉司、児童心理司、一時保護所 職員で、児童相談所経験通算3年を満たした者 及 び児童相談所医師 *児童福祉司30名・児童心理司30名・一時保護所 職員30名・児童相談所医師	1月28日～30日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
乳児院職員指導者研修	乳児院で基幹的職員など指導的立場にある主任保育 士・家庭支援専門相談員等で児童福祉施設経験通算 5年を満たした者	2月4日～7日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市



研修名	対象者区分	日程	実施機関	開催地
児童福祉施設心理担当職員合同研修	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療（情短）施設で児童福祉施設経験通算3年以上を満了した心理職/乳児院、母子生活支援施設等に勤務する心理職（経験年数の枠なし）（各施設1名）	2月19日～21日（3日間）	子どもの虹情報研修センター	横浜市
テーマ別研修「家族への支援」	この問題に関わる専門職で、各所属機関等で指導的立場にある者 *経験年数3年未満の者は除く（各機関1名）	3月4日～5日（2日間）	子どもの虹情報研修センター	横浜市
テーマ別研修「死亡事例から学ぶ」	この問題に関わる専門職で、各所属機関等で指導的立場にある者 *経験年数3年未満の者は除く（各機関1名）	3月19日	子どもの虹情報研修センター	横浜市
児童福祉関係職員長期研修（Web研修）	児童福祉に携わる職員で、高度専門的な知識・実務を継続的に学びたい者	6月20-21日,3月12-13日,月1回	子どもの虹情報研修センター	—
児童相談所児童福祉司SVステップアップ研修	児童相談所児童福祉司SVで、高度専門的な知識・実務を継続的に学びたい者	11月6-7日 2月25-26日	子どもの虹情報研修センター	横浜市
新任施設長研修（前期）	平成24年4月以降に着任した児童自立支援施設長（着任予定の者）	5月22日～24日（3日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
新任施設長研修（後期）		9月30日～10月2日（3日間）	国立武蔵野学院	さくら市
スーパーバイザー研修	児童自立支援施設の職員であって、スーパーバイザー又は指導的立場にある者	6月11日～14日（4日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
中堅職員研修 コースⅠ「アセスメントと事例検討」	児童自立支援施設での勤務経験が原則2年以上のケアワーカー・心理職員・教員など	7月23日～26日（4日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
中堅職員研修 コースⅡ「支援困難事例への対応」		1月22日～24日（4日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
中堅職員研修 コースⅢ「女子の支援」		7月上旬	国立武蔵野学院	さくら市
中堅職員研修 短期実習コース①		11月18日～22日（5日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
中堅職員研修 短期実習コース②		11月下旬	国立武蔵野学院	さくら市
新任職員研修（前期）		児童自立支援施設での勤務職経験が原則2年未満の者	5月29日～31日（3日間）	国立武蔵野学院
新任職員研修（後期）	12月4日～6日（3日間）		国立武蔵野学院	さいたま市
新任職員研修（短期実習コース）①	6月24日～28日（5日間）		国立武蔵野学院	さいたま市
新任職員研修（短期実習コース）②	7月8日～7月12日（5日間）		国立武蔵野学院	さいたま市
新任職員研修（短期実習コース）③	10月21日～25日（5日間）		国立武蔵野学院	さいたま市
新任職員研修（短期実習コース）④	5月下旬		国立武蔵野学院	さくら市
新任職員研修（短期実習コース）⑤	6月中旬		国立武蔵野学院	さくら市
新任職員研修（長期実習コース）	8月上旬～9月上旬		国立武蔵野学院	さいたま市・さくら市
児童相談所一時保護所指導者研修①	児童福祉領域での勤務経験が3年以上で、一時保護所において指導的立場にある者		2月5日～7日（3日間）	国立武蔵野学院
児童相談所一時保護所指導者研修②		2月19日～21日（3日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
里親対応関係機関職員研修	児童相談所等里親対応担当職員等	1月8日～10日（3日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
児童自立支援施設現場研修	児童相談所での勤務経験が5年未満の者	11月5日～8日（4日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
全国研修指導者養成研修（Aコース）「子どもの権利擁護と日々の養育」	都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市にあっては市長）が推薦する者	12月18日～20日（3日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
全国研修指導者養成研修（Dコース）「チームアプローチとスーパーバイス」		9月4日～6日（3日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
全国研修指導者養成研修（Fコース）「施設の小規模化と家庭的養護の推進とその充実」		9月18日～20日（3日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
児童福祉司任用資格認定講習会	都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市の職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市町村の職員及び同法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の構成員であって、学校教育法第52条による4年制大学を卒業した者又は平成24年3月に卒業見込みの者	4月1日から1年間通信教育及びスクーリング9月30日～10月4日（5日間）	全国社会福祉協議会中央福祉学院	神奈川県三浦郡葉山町

雇児総発0223第2号

平成24年2月23日

各 { 都 道 府 県 }  
      { 指 定 都 市 } 児童福祉主管部（局）長 殿  
      { 児童相談所設置市 }

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

## 児童相談所及び市町村の職員研修の充実について

児童福祉施策の推進については、平素より御尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、児童相談所及び市町村（児童家庭相談担当）では、様々な児童家庭問題に対応しているが、特に、増加する児童虐待問題には迅速かつ的確な対応が求められており、児童福祉司、児童心理司及び市町村児童家庭相談担当職員（以下「児童福祉司等」という。）の役割はきわめて重要である。

このことは、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会がまとめた「子どもの死亡事例等の検証結果等について」において繰り返し資質の向上策を講じることが提言されていること及び今般、総務省が実施した政策評価（統一性・総合性評価）による「児童虐待の防止等に関する政策評価書」（平成24年1月20日公表）において児童相談所及び市町村における担当者の資質の向上について勧告されたことを踏まえ、早急に対策を講じなければならない。

このため、児童福祉司等に対する研修について下記のとおり定めたので、貴自治体における研修の企画に当たっての参考としていただくとともに、管内の市区町村に対して本通知の周知をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

## 1 趣旨

児童福祉司等への研修は、自治体の児童家庭福祉を担う人材養成の柱であり、各自治体が主体的に取り組むべきものである。

その方策としては、新任時から中堅、指導者クラスに至るまでの間、各種の体系的な研修を実施し、個々人の能力を高め、組織の対応力の確保及び向上を図ることが必要である。

このため、本通知では、各自治体における効果的な研修の企画に資するよう、特に重要と考えられる新任時の研修について最低限盛り込むべき研修の内容や実施方法について示すので、各自治体においては、以下の内容を踏まえた研修をOJTを組み合わせ、計画的に行うようお願いする。また、職務遂行能力の向上には、日々の業務を通じてのOJTを積極的に活用することが重要であり、OJTを実施できる環境を整えることが必要である。

中堅、指導者クラスへの研修についても、職務遂行能力の向上だけでなく、OJTを活用した部下の育成等に資するよう、他の自治体に派遣しての研修、研修機関等で実施される研修等も活用するなどにより積極的な研修の実施に努めるようお願いする。

(参考)

- ・地方公務員法（昭和25年法律261号）第39条
- ・児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第3項

## 2 研修プログラム策定の基本的な考え方

### (1) 児童福祉司に対する研修

児童福祉司については、児童福祉法（昭和22年法律164号）第13条第2項の資格要件を満たす人材を任用することとされ、児童虐待への対応はもとより非行、障害、養護などの各般の相談に関して、問題の本質を迅速かつ的確に把握・診断し、援助方針の策定、援助の実施、関係機関との協働等の業務の中心的役割を担う。このため、児童福祉に加えて幅広い知識や実務能力を備えることが求められる。

こうした専門性については、大学等において社会福祉援助技術を習得した者であれば一定水準以上の能力を有していると考えられるが、その様な専門性を有していない人材が任用されることも少なくない現状にある。このため、児童福祉司が実務を行うに当たって必要最低限の知識を備えるための新任児童福祉司研修プログラム（別添1）を策定したので、各自治体における新任時の研修の企画に当たって活用されるようお願いする。

### (2) 児童心理司に対する研修

児童心理司については、児童福祉法第12条の3第4項の資格要件を満たす人材を任用することとされ、個々の児童の心理支援ニーズの把握はもとより、そのニーズが発生することとなった保護者や家庭内の要因の分析、その上で児童や保護者への心理療法の実施等の業務を行うための専門性を備えることが求められる。

こうした専門性については、大学等において心理学を専修した者であれば一定水準以上の能力を有していると考えられるが、より高い専門性の確保策を積極的に講じる必要がある。

このため、児童心理司が実務を行うに当たって知識を向上させるための新任児童心理司研修プログラム（別添2）を策定したので、各自治体における新任時の研修の企画に当たって活用されるようお願いする。

### （3）市町村の児童家庭相談担当職員に対する研修

市町村の児童家庭相談担当職員（以下「市町村相談職員」という。）は、児童福祉法第10条第4項の規定に基づき、及び、「市町村児童家庭相談援助指針について」（平成17年2月14日雇児発第0214002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において「児童福祉司たる資格を有する職員や保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員等の専門職を配置する。」とされていることを踏まえ、適切な人材を任用する必要がある。市町村相談職員は、児童及び妊婦の福祉に関し、必要な実情の把握や情報提供、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うことから、児童福祉行政はもとより母子保健行政等の幅広い知識や実務能力を備えることが求められる。

こうした専門性については、大学等において社会福祉援助技術を習得した者であれば一定水準以上の能力を有していると考えられるが、その様な専門性を有していない人材が任用されることも少なくない現状にある。このため、市町村相談職員が実務を行うに当たっての必要最低限の知識を備えるための新任相談職員研修プログラム（別添3）を策定したので、各自治体における新任時の研修の企画に当たって活用されるようお願いする。

## 3 研修の実施方法について

### （1）研修の企画及び実施の主体

児童相談所職員の研修については、児童福祉主管課室等が中心となり、別添1及び2に掲げる研修領域及び研修目標（以下「研修領域等」という。）を参考として企画し、実施するものである。

また、市町村相談職員の研修については、児童福祉法第11条第1項第1号に基づ

き、都道府県が市町村職員の研修その他必要な援助を行うこととされていることから、都道府県と市町村の協働により企画、実施されたい。

なお、研修の対象者で、社会福祉士資格を有する者、研修会や大学等において別添1～3に掲げる研修領域等を既に学習した者については、必要に応じて受講項目の免除を行うなど効率的な実施に努められたい。

## (2) 研修領等

それぞれの研修に最低限盛り込むべき内容は、別添1～3のとおりである。

各研修領域等の研修時間数については、特段定めていないが、専門職としての資質の向上を図るための研修であることに留意して適切に定められたい。

## (3) 研修の形式

研修は、講義、演習、ロールプレイ等により効果的に実施できるよう工夫に努めること。

## 4 その他

本通知による研修については、安心子ども基金の事業として実施して差し支えない。

また、国においては、児童福祉司等の資質向上を図るため、(福)横浜博萌会の子どもの虹情報研修センターが実施する研修事業(新任児童相談所長研修、児童福祉司スーパーバイザー研修及び児童心理司スーパーバイザー研修、都道府県等が実施する児童虐待等の研修講師等を養成するための研修等)に補助を行っている。各自治体においては、これらの研修会に職員が参加する機会を積極的に設けるよう努められたい。

(別添1)

新任児童福祉司研修プログラム

研修領域		研修目標	主な内容
関係法令・制度の理解	児童福祉の基本法令・制度	・児童福祉法の理解	・児童福祉司、児童相談所の設置根拠 ・市町村の業務、要保護児童対策地域協議会の業務 ・児童相談所の業務 ・措置に関する規定 ・立入調査、一時保護等の規定
		・児童虐待防止法の理解	・児童虐待の予防、初期介入、保護者指導 ・児童福祉法との関連
		・少年法の理解	・触法少年の送致、ぐ犯少年の通告 ・家庭裁判所の仕組み
		・児童買春・児童ポルノ禁止法の理解	・子どもの保護における役割
		・母子保健法の理解	・各種健診
		・児童の権利条約の理解	・条約の内容と国内法の関係 ・子どもの意見を表明する権利
	民法等の家事事件関連法令・制度	・民法、家事審判法、戸籍法等の理解	・親権、後見人と児童相談所の申立 ・養子縁組 ・棄児の就籍手続き ・家事審判における手続き
	障害児関連法令・制度	・障害者自立支援法の理解	・障害児への福祉サービス ・障害児施設への入所
		・知的障害者福祉法等の理解	・療育手帳制度 ・特別児童扶養手当制度 ・15歳以降の児童相談所との関係
		・身体障害者福祉法の理解	・身体障害者手帳 ・15歳以降の児童相談所との関係
		・精神保健福祉法の理解	・精神病院への入院
		・発達障害者支援法の理解	・対象者
	福祉一般に関する法令・制度	・生活保護法の理解	・生活保護の対象家庭
		・社会福祉法の理解	・福祉事務所
		・母子寡婦福祉法の理解	・福祉事務所 ・母子自立支援員
その他の関連法令・制度	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の理解	・配偶者暴力相談支援センター ・児童虐待防止法の定義との関係	
	・売春防止法の理解	・婦人相談所	
	・学校教育法の理解	・就学、転校手続き ・特別支援教育	

研修領域		研修目標	主な内容
児童家庭福祉 社会福祉援助技術 福祉に関する知識・技術	児童家庭福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>理解</li> <li>子どもの心身の成長発達と保護者の心理の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>理念、児童福祉体系の理解</li> <li>胎生期から思春期の子どものもので身体の変化</li> <li>心の変化（発達心理学）</li> <li>障害児、発達障害児</li> <li>保護者の心理</li> </ul>
	社会福祉援助技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>問題点の把握方法</li> <li>問題解決の方法</li> </ul>
	児童相談所の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所の運営方法、運営の実際</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所の役割、機能</li> <li>児童相談所の権限</li> <li>通告、相談の受理</li> <li>各調査、診断、判定</li> <li>援助方針の決定、実行</li> <li>市町村支援の実際</li> <li>面接の基本原則</li> <li>面接の実技演習、記録</li> <li>社会調査の技法、家庭訪問と調査技術</li> <li>児童福祉司指導、保護者指導の技法</li> <li>関係機関の活用術</li> <li>コミュニケーションの技術（保護者に対する一時保護、施設入所措置、援助方針等の説明、告知の手法等）</li> <li>協力依頼、斡旋の方法</li> <li>援助指針の策定</li> <li>自立支援計画と援助指針の関係</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待の種類と理解</li> <li>虐待と医学診断</li> <li>通告の受理</li> <li>調査、安全確認</li> <li>立入調査（立入調査拒否罪での告発）</li> <li>出頭要求</li> <li>再出頭要求</li> <li>臨検・捜索</li> <li>虐待の告知方法</li> <li>一時保護</li> <li>保護者指導の方法、実際</li> <li>虐待のハイリスク要因と対応</li> <li>死亡事例検証報告書の理解</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>守秘義務、個人情報保護と情報開示に関する理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通告者の秘匿</li> <li>児童記録の守秘義務</li> <li>情報開示請求への対応</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>触法少年の理解と対応方法の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>触法少年の理解、対応</li> <li>家庭裁判所、鑑別所の機能</li> <li>警察との連携</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校、引きこもり児童の理解と対応方法の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校、引きこもりの理解</li> <li>メンタルフレンド等の事業</li> <li>学校、教育委員会との連携</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理の意識の醸成と対応方法の理解</li> <li>外国人への対応方法の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者への対応の原則、保護者からの攻撃への対応</li> <li>マスコミへの対応</li> <li>対応の基本</li> <li>入国管理局との連携</li> </ul>

研修領域		研 修 目 標	主 な 内 容
	市町村児童家庭相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の業務と役割の理解</li> <li>要保護児童対策地域協議会の業務と運営方法の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の役割と児童家庭相談の実務</li> <li>市町村と児童相談所の役割分担</li> <li>要保護児童対策地域協議会の役割、機能</li> <li>要保護児童対策地域協議会との協働</li> </ul>
	児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉施設の種類と運営内容の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設の機能</li> <li>措置児童等権利擁護制度</li> <li>措置費及び運営費の仕組み</li> <li>児童福祉施設最低基準</li> </ul>
	里親	<ul style="list-style-type: none"> <li>里親制度の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>里親制度</li> <li>里親の支援</li> <li>発達における愛着形成の重要性</li> <li>パーマネンシーの重要性</li> </ul>
	障害児施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児の理解、対応</li> <li>障害児施設の入所の仕組み(各施設の機能、措置と契約)</li> </ul>
	健全育成施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童館、放課後健全育成事業</li> <li>地域子育て支援拠点及び一時預かり事業</li> <li>乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業</li> </ul>
	子どもの発達	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身の成長・発達の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>胎生期から思春期の子どもの身体の変化</li> <li>心の変化(発達心理学)</li> </ul>
	医学知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待に関係する医学情報の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児の医学知識</li> <li>障害児の医学知識</li> <li>精神疾患の医学知識</li> <li>発達障害児の医学知識</li> </ul>
関係機関の機能	関係機関の理解と連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会、学校の役割理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員の役割</li> <li>転校・修学に関する手続き</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>警察の役割理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察の役割</li> <li>児童虐待、少年法における連携</li> <li>虐待者の告発</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>児童委員の役割理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童委員の役割</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの役割理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人相談所の機能、役割</li> <li>配偶者暴力相談支援センターの機能役割</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健センター及び保健所の役割理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健制度</li> <li>母子保健センターの機能、役割</li> <li>保健所の機能、役割</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉センターの役割理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉センターの機能、役割</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関の役割理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会調査における留意事項</li> <li>児童虐待対策における連携の留意事項</li> </ul>



(別添 2)

新任児童心理司研修プログラム

研修領域		研 修 目 標	主 な 内 容
関係法令・制度の理解	児童福祉の基本法令・制度	・児童福祉法の理解	・児童福祉司、児童相談所の設置根拠 ・市町村の業務、要保護児童対策地域協議会の業務 ・児童相談所の業務 ・措置に関する規定 ・立入調査、一時保護等の規定
		・児童虐待防止法の理解	・児童虐待の予防、初期介入、保護者指導 ・児童福祉法との関連
		・少年法の理解	・触法少年の送致、ぐ犯少年の通告 ・家庭裁判所の仕組み
		・児童買春・児童ポルノ禁止法の理解	・子どもの保護における役割
		・母子保健法の理解	・各種健診
		・児童の権利条約の理解	・条約の内容と国内法の関係 ・子どもの意見を表明する権利
	民法等の家事事件関連法令・制度	・民法、家事審判法、戸籍法等の理解	・親権、後見人と児童相談所の申立 ・養子縁組 ・棄児の就籍手続き ・家事審判における手続き
	障害児関連法令・制度	・障害者自立支援法の理解	・障害児への福祉サービス ・障害児施設への入所
		・知的障害者福祉法等の理解	・療育手帳制度 ・特別児童扶養手当制度 ・15歳以降の児童相談所との関係
		・身体障害者福祉法の理解	・身体障害者手帳 ・15歳以降の児童相談所との関係
		・精神保健福祉法の理解	・精神病院への入院
		・発達障害者支援法の理解	・対象者
	福祉一般に関する法令・制度	・生活保護法の理解	・生活保護の対象家庭
		・社会福祉法の理解	・福祉事務所
		・母子寡婦福祉法の理解	・福祉事務所 ・母子自立支援員
	その他の関連法令・制度	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の理解	・配偶者暴力相談支援センター ・児童虐待防止法の定義との関係
・売春防止法の理解		・婦人相談所	
・学校教育法の理解		・就学、転校手続き ・特別支援教育	

研修領域		研修目標	主な内容
児童 家庭 福祉 に 関 す る 知 識 ・ 技 術	児童家庭福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>理念、児童福祉体系の理解</li> </ul>
	社会福祉援助技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>胎生期から思春期の子どもの変化</li> <li>心の変化（発達心理学）</li> <li>保護者の心理</li> <li>ひとり親家庭の状況</li> </ul>
	児童相談所の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所の運営方法、運営の実際</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所の役割、機能</li> <li>児童相談所の権限</li> <li>通告、相談の受理</li> <li>各調査、診断、判定</li> <li>援助方針の決定、実行</li> <li>市町村支援の実際</li> <li>面接の基本原則</li> <li>面接の実技演習、記録</li> <li>社会調査の技法、家庭訪問と調査技術</li> <li>児童福祉司指導、保護者指導の技法</li> <li>関係機関の活用術</li> <li>コミュニケーションの技術（保護者に対する一時保護、施設入所措置、援助方針等の説明、告知の手法等）</li> <li>協力依頼、斡旋の方法</li> <li>自立支援計画と援助指針の関係</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>守秘義務、個人情報保護と情報開示に関する理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通告者の秘匿</li> <li>児童記録の守秘義務</li> <li>情報開示請求への対応</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>心理検査技法の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心理検査の進め方</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>心理診断技法の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心理診断の進め方</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>心理療法の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心理療法の進め方</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待の種類と理解</li> <li>虐待と心理診断</li> <li>保護者指導の方法、実際</li> <li>虐待のハイリスク要因と対応</li> <li>死亡事例の検証報告書の理解</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>触法少年の理解と対応方法の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>触法少年の理解、対応</li> <li>家庭裁判所、鑑別所の機能</li> <li>警察との連携</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校、引きこもり児童の理解と対応方法の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校、引きこもりの理解</li> <li>メンタルフレンド等の事業</li> <li>学校、教育委員会との連携</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児、発達障害児の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児、発達障害児の発達の特徴</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理の意識の醸成と対応方法の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者への対応の原則、保護者からの攻撃への対応</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人への対応方法の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対応の基本</li> <li>入国管理局との連携</li> </ul>	

研修領域		研修目標	主な内容
	市町村児童家庭相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の業務と役割の理解</li> <li>要保護児童対策地域協議会の業務と運営方法の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の役割と児童家庭相談の実務</li> <li>市町村と児童相談所の役割分担</li> <li>要保護児童対策地域協議会の役割、機能</li> <li>要保護児童対策地域協議会との協働</li> <li>児童心理司としての支援</li> </ul>
	児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉施設の種類と運営内容の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設の機能</li> <li>措置児童等権利擁護制度</li> <li>措置費及び運営費の仕組み</li> <li>児童福祉施設最低基準</li> <li>心理療法担当職員との連携</li> </ul>
	里親	<ul style="list-style-type: none"> <li>里親制度の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>里親制度</li> <li>里親の支援</li> <li>発達における愛着形成の重要性</li> </ul>
	障害児施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児施設の入所の仕組み(各施設の機能、措置と契約)</li> </ul>
	健全育成施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童館、放課後健全育成事業</li> <li>地域子育て支援拠点及び一時預かり事業</li> <li>乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業</li> </ul>
	子どもの発達	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身の成長・発達の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>胎生期から思春期の子どもの身体の変化</li> <li>心の変化(発達心理学)</li> </ul>
	医学知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待に関する医学情報の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児の医学知識</li> <li>障害児の医学知識</li> <li>精神疾患の医学知識</li> <li>発達障害児の医学知識</li> </ul>
関係機関の機能	関係機関の理解と連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会、学校の役割理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員の役割</li> <li>転校・修学に関する手続き</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>警察の役割理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察の役割</li> <li>児童虐待、少年法における連携</li> <li>虐待者の告発</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>児童委員の役割理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童委員の役割</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの役割理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人相談所の機能、役割</li> <li>配偶者暴力相談支援センターの機能役割</li> <li>DV被害者と子どもの心理状態、行動特徴</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健センター及び保健所の役割理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健制度</li> <li>母子保健センターの機能、役割</li> <li>保健所の機能、役割</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉センターの役割理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉センターの機能、役割</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関の役割理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心理調査における留意事項</li> <li>心理療法における連携の留意事項</li> </ul>

(別添3)

新任市町村相談職員研修プログラム

研修領域		研修目標	主な内容
関係法令・制度の理解	児童福祉の基本法令・制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉司、児童相談所の設置根拠</li> <li>市町村の業務、要保護児童対策地域協議会の業務</li> <li>児童相談所の業務</li> <li>措置に関する規定</li> <li>立入調査、一時保護等の規定</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待防止法の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待の予防、初期介入、保護者指導</li> <li>児童福祉法との関連</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>児童買春・児童ポルノ禁止法の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの保護における役割</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健法の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種健診</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>児童の権利条約の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条約の内容と国内法の関係</li> <li>子どもの意見を表明する権利</li> </ul>
民法等の家事事件関連法令・制度の理解	民法等の家事事件関連法令・制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>民法、家事審判法、戸籍法等の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>親権、後見人と児童相談所の申立</li> <li>養子縁組</li> <li>棄児の就籍手続き</li> <li>家事審判における手続き</li> </ul>
	障害児関連法令・制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者自立支援法の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児への福祉サービス</li> <li>障害児施設への入所</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>知的障害者福祉法等の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>療育手帳制度</li> <li>特別児童扶養手当制度</li> <li>15歳以降の児童相談所との関係</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者福祉法等の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳</li> <li>15歳以降の児童相談所との関係</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉法の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神病院への入院</li> </ul>
福祉一般に関する法令・制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護の対象家庭</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉事務所</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子寡婦福祉法の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉事務所</li> <li>母子自立支援員</li> </ul>	
その他の関連法令・制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者暴力相談支援センター</li> <li>児童虐待防止法の定義との関係</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>売春防止法の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人相談所</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育法の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学、転校手続き</li> <li>特別支援教育</li> </ul>	

	研修領域	研修目標	主な内容
児童家庭福祉 社 に 関 す る 知 識 ・ 技 術	児童家庭福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>理解</li> <li>子どもの心身の成長発達と保護者の心理の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童家庭福祉の体系、理念</li> <li>胎生期から思春期の子どもの変化</li> <li>心の変化（発達心理学）</li> <li>障害児、発達障害児</li> <li>保護者の心理</li> </ul>
	社会福祉援助技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>問題点の把握方法</li> <li>問題解決の方法</li> </ul>
	市町村児童家庭相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の業務と役割の理解</li> <li>要保護児童対策地域協議会の業務と運営方法の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の役割と児童家庭相談の実務</li> <li>市町村と児童相談所の役割分担</li> <li>要保護児童対策地域協議会の役割、機能</li> <li>要保護児童対策地域協議会との協働</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待への対応業務の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待の種類と理解</li> <li>通告の受理</li> <li>調査、安全確認</li> <li>事例の送致</li> <li>死亡事例検証報告書の理解</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待防止に関連する事業の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペアレントトレーニング等のプログラム</li> <li>母子保健事業</li> <li>乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業</li> <li>子育て支援拠点事業</li> <li>その他子育て支援に関する事業</li> </ul>
医学知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待に係る医学情報の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通告者の秘匿</li> <li>児童記録の守秘義務</li> <li>情報開示請求への対応</li> </ul>	
関係機関の機能	関係機関の理解と連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会、学校の役割理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織、学校</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>保健センターの役割理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健事業の実施体制</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所の役割理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所の役割、機能</li> <li>児童相談所の権限</li> <li>通告、相談の受理</li> <li>児童虐待対応業務の理解</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの役割理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人相談所の機能、役割</li> <li>配偶者暴力相談支援センターの機能役割</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉センターの役割理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉センターの機能、役割</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>医師会及び医療機関の役割理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待対策における連携</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉施設等の役割理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設の機能</li> <li>里親制度の理解</li> </ul>

事務連絡

平成25年2月22日

各 { 都道府県  
指定都市  
中核市  
保健所設置市  
特別区 } 児童福祉・母子保健主管部（局） 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
総務課虐待防止対策室

「乳幼児揺さぶられ症候群予防啓発DVD」の配布及び  
予防啓発・評価事業への参加募集について（協力依頼）

児童虐待防止対策の推進につきましては、日頃より種々ご配意を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、児童虐待のひとつである乳幼児揺さぶられ症候群（Shaken Baby Syndrome。以下「SBS」という。）の発生予防及び乳児の泣きに関する啓発のためのDVD（10分間程度）を作成し、全国の地方自治体等への配布を予定しています（3月下旬を予定）。

本DVDは、SBSを引き起こす激しい揺さぶりの引き金となる乳幼児の泣きへの対処法などを解説する内容となっており、今後、乳幼児の親の集まる場などで視聴してもらうなど、SBSの発生予防のためにご活用いただきたいと考えています。

併せて、本DVDを活用した予防啓発・評価事業を実施していただける自治体を募集します。

下記のとおりご案内しますので、ご承知置きいただくとともに、予防啓発・評価事業への参加についてご検討の上、ご協力いただける場合は所要の事項をご登録いただきますよう、お願いいたします。

都道府県におかれては、管内市町村に対する周知方、併せてお願いいたします。

## 記

### 1. DVDの配布先、配布時期等について

#### (1) 配布先及び枚数（予定）

①都道府県、指定都市、中核市及び特別区 各2枚

- ②市町村（①を除く） 各1枚
- ③児童相談所 各1枚
- ④都道府県等が設置する保健所 各1枚

(2) 配布時期（予定）

3月下旬

2. 予防啓発・評価事業参加自治体の募集と事業参加登録方法について

(1) 予防啓発・評価事業の概要

- ① DVDを活用した啓発事業を実際に行う（都道府県単位又は市町村単位）
- ② 視聴した方に調査用紙を配布し、回答を得る（→厚生労働省に提出）
- ③ 専門家が調査用紙の分析を行う

※ 詳細は別添「乳幼児揺さぶられ症候群の予防及び乳児の泣きに関する啓発・評価事業実施要項」に定めるところにより実施する。

(2) 実施スケジュール

3月中旬頃 参加自治体へ調査票及び調査要領送付

3月下旬頃 DVDの発送

平成25年4月～平成26年3月にかけて実施

(3) 事業への参加登録等について

- ・ 事業への参加にご協力いただける場合は、別添の調査票に必要事項を記入の上、電子メールで登録してください。
- ・ 都道府県のご担当者におかれましては、管内市町村（指定都市、中核市、保健所設置市、特別区を除く。）分をとりまとめのうえご提出ください。

(登録期限)

平成25年3月4日（月）必着

(登録先メールアドレス)

[jidounetwork@mhlw.go.jp](mailto:jidounetwork@mhlw.go.jp)

(4) 留意事項

本事業への参加は、市町村単位あるいは都道府県単位どちらでもかまいません。DVDの枚数については、各自治体の母子保健事業や子育て支援事業の場面にあわせて枚数を計上ください。枚数には全体の上限があるため、参加する自治体が多い場合は、枚数の調整あるいは次年度に配布する場合がございますので予めご承知おき下さい。

以上

(照会先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

総務課虐待防止対策室

伊藤・佐藤（内線 7800）、奥田（内線 7898）

TEL : 03-3595-2166 FAX : 03-3595-2668

E-mail : [jidounetwork@mhlw.go.jp](mailto:jidounetwork@mhlw.go.jp)

乳幼児揺さぶられ症候群の予防及び乳児の泣きに関する啓発・評価事業  
実施要項

1. 目的

乳幼児揺さぶられ症候群（Shaken Baby Syndrome。以下「SBS」という。）は、乳幼児が激しく揺さぶられることにより、脳内の血管や神経が切れるなどして、重い障害が残ったり命を落とすこともある重大な児童虐待の一種である。乳幼児を激しく揺さぶる引き金の一つが乳幼児の泣きであるため、乳幼児の泣きに対する啓発DVDの視聴により、SBSの発生を予防することを目的としている。

2. DVDの内容

赤ちゃんの泣きの特徴と対処法、SBSの発生とメカニズムといった内容で構成され、10分程度のもの。

3. 啓発方法

(1) 対象者

妊娠期の父母、乳児を抱える養育者

(2) 期間

平成25年4月～平成26年3月

(3) 視聴の場面

妊娠期の両親学級、出産・産褥入院中に行われる保健指導、生後1か月～6か月の乳幼児健康診査、家庭訪問等

4. 評価

(1) 調査

赤ちゃんの泣きに関する知識、行動等に関する調査用紙を乳幼児健康診査等の機会に配布し回答を得る。

(2) 分析

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業の研究班（「児童虐待の発生と重症化に関連する個人的要因と社会的要因についての研究」、主任研究者：(独)国立成育医療研究センター研究所成育社会医学研究部長 藤原武男）で分析を行う。



# 「学生によるオレンジリボン運動」実施事例

## 東北福祉大学



実施主体 地域貢献サークル「まごのてくらぶ」  
 実施内容 平成24年11月28日学園祭にて実施

### ①事前に取り組んだ内容

- ・活動学生の「オレンジリボン運動」の理解と活動趣旨の徹底。具体的には厚生労働省HPにある資料の配布と勉強会の実施。
- ・オレンジリボン運動公式サイトからの資料配布と勉強会の実施。
- ・活動拠点ブースに掲示する資料の印刷、看板等の製作



### ②実施期間に取り組んだ具体的内容

#### 「ステーションキャンパス」会場

・電車から降車した方、特に10代～30代を中心にリーフレット、カード、リボンを配布。併せてオレンジリボン運動の認知度の聞き取り調査を実施。当日はオープンキャンパス開催日のため高校生の乗降者が多くみられ、配布したうちの半数近くが高校生であった。

・配布者数243人

#### 「国見キャンパス」会場

・JRを利用者しない10代～30代を中心とした来場者や本学学生にリーフレット、カード、リボンを配布。ステーションキャンパス同様にオープンキャンパスのため来校した高校生が多かった。また、本学教職員へリーフレット、カード、リボンの配布や、オレンジリボン運動の認知度の聞き取り調査も実施した。

・配布者数260人

#### 「学祭実行委員」への配布

・事前に250名の学祭実行委員の学生全員へリーフレット、カード、リボン等の配布を行い、学祭当日は着用して臨んでもらった。

#### 「その他」

・リボン、リーフレット等の置き忘れや拾得については実施主体学生や学祭実行委員の協力のもと随時回収を行った。

### ③「オレンジリボン運動」を終えての感想等

本学学生、教職員、学祭ならびにオープンキャンパス来校者の合計753人への配布、啓発活動ができた。うち、学祭実行委員を除く配布、オレンジリボン運動の認知度聞き取り調査の結果は以下に示す通りである。調査人数383人／配布503人中

	おおよそ理解している	名前は知っている	全く知らない	合計
男性	5 (5.0%)	2 (2.0%)	93 (93.0%)	100
女性	28 (9.9%)	10 (3.5%)	245 (86.6%)	283
合計	33 (8.6%)	12 (3.1%)	338 (88.3%)	383

※学祭実行委員は調査対象に含まず。

本学学生をはじめオープンキャンパス来校者の男女比率などを踏まえ、特に女性への配布、調査が7割強を占めた。全体的には啓発活動そのものに関し、好意的にに応じてもらうことができた。

調査結果は「オレンジリボン運動」自体を知らないと答えた人の割合が9割近くに上ることが明らかになった。また、来場者からは同じ形のリボンを象徴とする類似した啓発運動が他にもあるため、紛らわしいという意見も聞かれた。

オレンジリボン活動を実施した学生自身も児童虐待について当初理解不足であったが、今回の活動をきっかけに児童虐待について更に現状等の理解を深めることができるとも有益であったと感じている。また、将来的見地に立てば決して他人事ではなく、不安を覚えたという意見も出た。

将来子育てを経験するであろう学生自身が、何の落ち度もない多くの子どもたちを虐待の環境から救うため、また、そのような境遇に遭わせないために微力ながらも活動できたことを学生自身誇りに感じてもらいたいと切に願うとともに、今後も継続した取り組みへの働き掛けの必要性を感じた。



24年度は東北福祉大学ほか6校で実施。実施結果の概要は厚生労働省ホームページに掲載予定

